

### 第3回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年3月17日（火）午後1時30分
- 2 閉会日時 令和2年3月17日（火）午後4時23分
- 3 会議場所 議会協議会室
- 4 出席委員  
1 番 永徳 省二君                      3 番 佐藤 武君                      7 番 大口 浩志君  
8 番 治徳 義明君                      13 番 福木 京子君                      15 番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 事務局職員出席者  
議会事務局長 元宗 昭二君                      副 参 事 社 清仁君
- 7 協議事項 1) 条例案の検討  
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午後1時30分 開会

○小委員長（佐藤 武君） それでは、みなさんご苦勞様です。第3回の議員倫理条例策定特別委員会小委員会を始めます。引き続き今日もですね、条例の検討をということで皆さんのご意見を活発に出していただきたいなと思います。そうした中でですね。条例の制定を皆さんご承知のとおり色々な問題が発生しております。そうした中で条例をなるべく早く完成したいなということでございますので、極力当初の予定より早めに案をまとめたいと思います。そうした中で岡崎副委員長の方が前文を作成していただいたということが、ご苦勞をいただいております。前文も含めてこれから全体を極力早めにチェックしていきたいなという風に思います。

それでは岡崎副委員長から。

○副小委員長（岡崎達義君） よろしいですか。

大口委員が前文をきちっとしたものを書いてくださったんですけど、もう少し足りないなあというところで、佐藤小委員長が少し書き足してくださいました。ここをちょっと読んでいきますので、お聞きください。

「議員は公職としての高い倫理観と良識を持ち、品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。ここに議員と市民との信頼関係を築く」、これは大口委員のですね。「議会の総意をもって赤磐市議会議員政治倫理条例を制定する」という案をいただいたんですけども、それを「市民の厳粛な信託を受けた議員は、公職者としての品位を保持し、高い倫理観と識見を養うよう努めなければならない。また、議員として議会の権威と秩序を保持し、公平、公正な施政推進を担いつつ、常に説明責任を果たしていくことが必要である。ここに議員と市民との信頼関係を築く礎として、議会の創意をもって赤磐市議会議員政治倫理条例を制定する」というふうに変えてはどうですかということなんです。ただ、この米印があるように、「保持し」というのが前にも出てきますので、ここは「秩序を重んじ」にしたほうがいいんじゃないかと思います。

それからずっと行って、赤は事務局で大体、「または」とか、それからずっと事務局のほうで……。

○小委員（福木京子君） これは前もっていただいとる文書とほとんど一緒なのか。

○副小委員長（岡崎達義君） 少し書き足してます。

○小委員（大口浩志君） 今配ってあったやつを中心に見りゃあいいんですね。

○副小委員長（岡崎達義君） そうです。

○小委員（大口浩志君） この間いただいたやつは置いといて、それも盛り込んであるやつがきょう配ってあったということですね。

○副小委員長（岡崎達義君） そうです。お願いします。

それから、漢字で「又は」とかというのは、全部平仮名に直してますので。

ところどころ米印なんかはあります。例えば、5ページの6項です。「その権限または地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力、差別的言動、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと」というのを米印の1としているんですが、これは少し注釈が必要なんじゃないかなと。例えば、嫌がらせ、強制、圧力、ここらあたりは全てのハラスメントを含むというような注釈が必要なんじゃないかなと思います。前にも事務局のほうで、全てのハラスメント、(6)に含まれるかというふうに書いておられるんですけど、これは全てのハラスメントを含むというふうな、どこかに注釈あるいは何かを入れないとだめかなというように思っております。

それから6ページで、これは事務局のほうが入れてくださったんですけど、就業等の報告義務、これは議員の就業報告ということで要るんじゃないかなと思っております。

それから7ページは、これは事務局のほうで、木更津市の審査請求の権利を認めているけれどもどうだろうか。これは市民にですかね。

○議会事務局長（元宗昭二君）　そうです。

○副小委員長（岡崎達義君）　市民にですね。これは保留という形になってます。

それから、審査等の適否ということです。ここも事務局のほうで入れていただいています。赤ですね。

それから、ずっとはぐっていただいて、あと「若しくは」とかそこらあたりも平仮名に変えています。

15ページです。米マークで赤で入れているんですが、議長が講じる必要な措置とこの条文との折り合いをどうつけるかということでちょっと検討していただきたいと思います。

議長が講じる措置というのはどこだったかな。

○小委員長（佐藤 武君）　公表しなければならぬことじゃなかった。

○副小委員長（岡崎達義君）　議長が講じる措置というのは前のほうにあったと思うんですけど。それはまた後で見ていただくとして。

それから、16ページの守秘義務というのが抜けてましたので、この守秘義務は入れておきました。

それから17ページ、弁明書の件も入ってなかったので、弁明書を議長に提出するという件も入れておきました。

それから、審査結果の措置なんですけど、これは「議会は」となっているんですが、ここらあたりも検討していただかんとだめなんですけど、議長に審査会から結果を報告しますよね、その前の条で。前の条でどういう結果になったかというのを報告して、こういう罰条がいいんだろうかということまでを含めて報告するのかどうか。それとも、こういうふうな結果になりました、あとは議長にお任せしますという形で報告するのか、そこらあたりも少し検討の余地があるかと。全て議長に投げかけてしまうのもどうかと思うしということでもあります。

それで、議長のほうに審査結果を報告する以上は、最終的な結論は議長が出すんだろうとい

うことで、審査結果の措置として、これは議長の措置として、これが罰条です。それから、これは議場での注意、それから議場での陳謝の勧告、議場での謝罪文の朗読、それから一定期間出席自粛の勧告、それから議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告、つまりこれは、恐らく常任委員会及び特別委員会の委員長の辞職勧告だと思うんですけど。それから、一番重い議員の辞職勧告。その他、前各号に掲げるもののほか議長が必要と認める措置、例えば口頭での注意とかいろいろあると思いますが、そういうもの。

2項として、議長は前項の措置を講じたときは、審査請求代表者また審査対象議員に対して審査の結果を通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

3項で、前条の規定により弁明書が提出された場合は、議長は前項の審査結果の公表に当たり、弁明書の全部または概要をあわせて公表するものとする。

それから、職務代行についても載ってなかったので、ここに入れました。議長に何かあったときには誰が代行するかということです。

それから、最後に附則で、委任は、これはこの条例の詳しい部分は施行規則に委任しますという形です。別に定めると。

それから、附則が施行期日、それから経過措置という形で入れております。

そこらあたりを検討していただければと思います。

○小委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

全体的な条例案がこれで形として出てきたということなんですけども、もう早速前文から協議して行きましょうか。その方がいいですよ。

じゃあ1ページから行きます。今日の予定は皆さんどれくらいで行きますか。副小委員長が早めの方がいいって言って、できるだけ詰める方がいいかなって思うんですけど。2時間くらいの予定で大至急行きたいと思います。慎重な部分は慎重に議論しないといけないので。

まず、大口委員の方がご苦勞されて前文を作っていただいたんですが、今副小委員長が朗読されたように若干の付け足し、私も付け足しをさせていただいたんですけども、どうでしょうか。まず、私が考えとして言えば、いわゆる全体的な選挙という有権者からの信託を受けたということで。議員はある意味公職者と書きましたけれども受託者でもあるということの中で全体の議員が選ばれたんですよという意味で最初に書かせてもらいました。それから議員としてということになれば、いわゆる赤磐市議会としての権威と秩序という文で、議員の役職と言いますか、当然公平公正な市政推進と同時に説明責任は果たしていくんですよと再度の認識と言いますか、そこで最後に議員と市民が信頼関係を築くというとりまとめ的な表現にしたんですけども。重んじとかそういう部分のご意見いただくとして、いかがでしょうかね。ご意見があればいただきたいと。

○小委員（福木京子君） 最後の議会の創意言うて、創意という漢字は、こちらは木更津は総意と字が違うんですけど、どちらがあれ。

○副小委員長（岡崎達義君） これはミス。

○小委員（福木京子君） ミスプリじゃね。どっちがあれ。

○小委員長（佐藤 武君） 「総て」のほうが。

○小委員（福木京子君） 「総て」じゃろ。

○小委員長（佐藤 武君） それで、私も総意が一番望ましいんですが、総意にならないかもしれないと。

○小委員（大口浩志君） 私は個人的には、総意にならないもんだったらつくる意味がない。この間の百条のこともそうだったですけど、百条の申し合わせを百条の委員長が説明をされて、それは私は納得しとらんという委員がおられたので、だったら私は承認してねえことを勝手に網をかぶせてくるなど、というようなことになるのであれば、意味がないのかなと。

○副小委員長（岡崎達義君） ただね、総意っていうのは現在ある議員だけじゃなくって将来的にもなってくる議員にも対しても。

○小委員（大口浩志君） これがいきる。

○副小委員長（岡崎達義君） もちろん。そういう意味では仮に2人、3人反対者がいても、一応総意という形でもっていかないとだめだろうとは思いますが。

我々つくった現在の議員だけじゃなくって、将来的にも何人か積み重なって議員が出てこられるはずですから。

○小委員（治徳義明君） ただ、文言だけで言えば制定するとなつとるから、その時点の総意だと思いますよ。将来の議員さん関係ないんだと思いますけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 効果は将来の議員さんにも及ぶわけだから。

○小委員長（佐藤 武君） 発言の際にはお名前をお願いします。

福木委員。

○小委員（福木京子君） やっぱり制定するときは、議員はこれは否定できんと思いますよ、こういう倫理条例が要るといのは、最初に。それを反対する議員は余りいらんやないかな。だから、それをこの間やってみて異議があるから2人がちょっとあれしたんだけど、これをつくること自体はみんな賛成するんじゃないのか。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 皆さんが心配しよんのは、小委員長さんも心配しよんのは、最終的に決めるときに総意という文書をつくって、総意じゃねえのにそれができるんかみたいな、福木委員はもう皆さん賛成されるというけど、そういうことができん議会だからこういうことにもなったんだろうと思うんで、ちょっとその辺は慎重にしとかんと。これは総意じゃないから条例つくれませんよみたいな話になるんですか。どんなんですか。そこをちょっと。総意という意味がようわかってないと思う。

○小委員長（佐藤 武君） 私は括弧書きで、議会の総意をもってというのを括弧で入れとっ

たんです。そういう懸念があるかなと。だから、確かに将来的に議員さんになる方についても、こういう倫理条例があって、それを守るべきなんですよということは大変いいことなんですけど、制定をするに当たって議会の議決をする際に、確かに反対の議員がおられたら総意じゃないなという部分も事実です。

そうした中で、個人名はこの際は申し上げませんが、倫理条例の小委員会の打ち合わせがあるんだといたら、そんなもんでもいいんじゃないかと議員もおられますんで、反対じゃあとか、そういう意思表示をされる議員はいるかもしれないです。

永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 私もこれは恐らく全員一致なんてことはあり得ないと思いますので、ただあり得ないけれども総意というのを入れることは必要かなというふうには思いますが。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 現実的の問題として、これを入れてつくるときに、委員会にも出して、一部反対があったときに、できるんですかみたいな話は、事務的にはどんなんですか。それを教えてもらいたい。

○小委員長（佐藤 武君） 議会事務局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） やっぱり総意という言葉は余り考え過ぎないほうが僕はいいと思うんです。あくまでも議会というのは、最終的には民主主義ということで多数決で決をとるとというのが一般的なことだと思います。それから考えると、そのときに議決されたのであれば、もう総意ですよと考えるしかないと行政用語では解釈しております。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。多数決という合意形成ね。

治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は、総意というのは多数決じゃと。こういう意味合いでとってよろしいということですね。

○小委員長（佐藤 武君） 議会事務局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） あくまでも言葉の意味合いです。気持ちとしては皆さん全会一致というのが当然ながら総意であろうと思いますけれども、言葉の意味合いとしたら、多数決であっても決定されたことには従っていただかなくてはいけないというのが総意だと私は考えております。

以上です。

○小委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

例えば、にかほ市も総意がないんです。にかほはやっぱり前文がありますけど、この参考市の中ではにかほ市が基盤としてこの条例を制定すると。それで、総意というのが入ってない。そういう懸念があったのかもしれないです。

○小委員（大口浩志君） そういうのがあるからつくっとんだけどな。ねえ、岡崎委員。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 今局長が言われたように、多数決でも一応総意という形で持っていったほうがいいのであればこのまま出して、我々だけで決めるわけじゃないですから、また意見があったときにもう一度検討させてもらいますという形に持っていっておけばいいんじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） 多数決でも総意というふうな表現でもおかしくはないと思いますし、御意見が出ればまた改めて検討ということで、それじゃあ「総意をもって」というのを入れます。

それと、「重んじ」というのは……。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 1行目のところに、「公職者としての品位を保持し」というのがあるから、同じ言葉を避けたほうがいいかなと思って「重んじ」に変えてみました。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、もう「重んじ」で行きましょう。それでは、「重んじ」。

「市民参加を基礎とした議会づくり」という部分はもう入れないということですね。私がつくってた分で。ここが抜けとんです。なんか短えなあと思って。

前文の中で私が……。

○副小委員長（岡崎達義君） 私が入れるのを忘れてました。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、そうですか。ちょっと申しわけない。これをちょっと。

○副小委員長（岡崎達義君） 忘れとった。

○小委員長（佐藤 武君） そうですか。ほんなら、ちょっとかかります。

ちょっとここで、「また」からの部分です。

○小委員（治徳義明君） これは追加するんですか。

○小委員（福木京子君） この間にね。

○小委員長（佐藤 武君） 「努めなければならない」ですね。この後に、「また、市民参加を基礎とした議会づくりは、市民の揺るぎない信頼があって実現できるものである」と。

○副小委員長（岡崎達義君） 次の「また」は要らないですね。

○小委員長（佐藤 武君） 次が「また」あるね。次の「また」は取ってよろしいですか。

○小委員（福木京子君） 赤磐市議会は要らないのでは。

○副小委員長（岡崎達義君） 赤磐市議会は要らんでしょう。赤磐市議会の倫理条例だから。

○小委員（大口浩志君） 3行目、4行目がここにはまるということか。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○副小委員長（岡崎達義君） 私が忘れとった。

○小委員長（佐藤 武君） ほんなら、読みましょうか。

「市民の厳粛な信託を受けた議員は公職者としての品位を保持し、高い倫理観と識見を養うように努めなければならない。また、市民参加を基礎とした議会づくりは市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものである。議員として、議会の権威と秩序を重んじ、公平、公正な施政推進を担いつつ、常に説明責任を果たしていくことが必要である。ここに議員と市民との信頼関係を築く礎として、議会の総意をもって赤磐市議会議員政治倫理条例を制定する」  
でよろしいですか。

○小委員（大口浩志君） この括弧って何。

○小委員長（佐藤 武君） 総意。

○小委員（大口浩志君） いやいや。この間配られたペーパーには括弧がついとるから、配付資料。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、議会の総意。

○小委員（大口浩志君） 括弧が入っとる。

○小委員長（佐藤 武君） 議会の総意にじゃろ。

○小委員（大口浩志君） 総意をもってという。

○小委員長（佐藤 武君） これは、だから今はもう取れ……。

○小委員（大口浩志君） 心配しとったから。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう、僕が心配しとった……。

○小委員（大口浩志君） それはもう括弧はなしか。

○小委員長（佐藤 武君） 括弧なし。

今追加は2行分だけね。議会の総意はこのまま出しますよということ。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、最初の4行は議員の努めですよ。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○副小委員長（岡崎達義君） 次が議会人としての議員としてしなければならないことという形に分かれているわけ。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 確認です。

市民参加を基礎とした議会づくりというのは、こういう文言は、僕も要はわかってないから言うんですけど、正しい言い方と理解してるから。

○小委員長（佐藤 武君） 正しいという表現はちょっとなかなか難しいんですが、市民から選ばれた議員が構成する議会という中で、市民の意見を広く吸い上げて、施政推進を……。

○小委員（治徳義明君） 議会づくりという言葉が正しいかなと。

○小委員長（佐藤 武君） 議会づくり。

○小委員（治徳義明君） 全体の意味合いはもうわかってますけど、議会づくりという言葉



が。

○小委員長（佐藤 武君） ああそう。よく使いますよ。

○小委員（治徳義明君） それがよくわかってない。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、前文はほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、目的です。

目的で、最初に「その権限または」、「または」が平仮名に直ったんだけど、私がよくわからないというか、単純に「権限や地位の影響力」をとというふうに「や」じゃいけないのかな。そしたら、その後の「また」がそのまま行けるかなと。また、またと続くから……。

○副小委員長（岡崎達義君） 点にすれば。

○小委員長（佐藤 武君） 点にします。「権限」でコンマ。

○小委員（福木京子君） まあ、コンマじゃろうな。

○小委員長（佐藤 武君） はっきりもう言えばそうです。「権限」で句点。「または」も取る。

地位の影響力を不正に行使して自己。いいですね。

○副小委員長（岡崎達義君） または、またはと2つ。

○小委員長（佐藤 武君） そうなんですよね。

「権限、地位の影響力を不正に行使して、自己または特定のものは」。

○副小委員長（岡崎達義君） 「行使して」の後に点を入れといたほうがいいんじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） 「行使して、」。よろしいでしょうか。目的で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、議員の責務に行きます。

この2行目の「信頼に値するより高い」というのはわかるんだけど、これを言ったら、値するより高いという、何か。

○小委員（治徳義明君） 何かちょっと文言がおかしいか。

○小委員（福木京子君） 高いと。

○副小委員長（岡崎達義君） 信頼に値する。

○小委員（治徳義明君） 「より」が要らんのじゃ。

○小委員長（佐藤 武君） 「より」を取りますか。

○小委員（福木京子君） 「より高い」。

○副小委員長（岡崎達義君） 「より」が要らない。

○小委員長（佐藤 武君） 「値する高い倫理観」。「より」を取ってよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 「値する高い倫理観を持って」、「図るとともに」。

「自覚するとともに」で「図るとともに」と、「とともに」が続きますが、よろしいですか。

2番目の「全体の利益を図るとともに」を、これを「全体の利益を図り」でもいいような気がするんですが。

いいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） とともに、ともにには重なってる。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。「利益を図り」。

○小委員（福木京子君） 福祉社会というかな。

○小委員長（佐藤 武君） 福祉社会、いいですね。

1項目、2項目は、これは政治倫理基準に違反するというのは、もうこれで行きましょうということでしたよね。「政治的または」ずっと行って。

○副小委員長（岡崎達義君） ずっとそのままですね。

○小委員長（佐藤 武君） いいですね。「よう努めなければならない」は取ってしまうと。

第2条はよろしいでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 3項です。

「議員は本条例の趣旨を理解し、適切な運用に努めなければならない」。「適切な運用」でいいんですよ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 3項もよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 「市民の役割」は削除しますということでしたが、再度。

○副小委員長（岡崎達義君） 削除でいいんじゃないですか、これは。負担をかけるというところ。

○小委員長（佐藤 武君） ですね。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、「市民の役割」を削除します。

市長等の責務、これもこのままでよろしいでしょうか。どうなんでしょうか。

岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） これは議長が話をしたんですけども、市長は、話をするときには対応記録票をしてもらうようにというようなことをきちっと入れといてくださいということだったんです。

どっかにありましたよね。

- 小委員長（佐藤 武君） これはどっかにあったんですよ。どこでしたかね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 議員の要請に対する記録というのは、6ページあたり。
- 小委員長（佐藤 武君） 6ページですか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 6ページ以降。6ページの上側。これが対応記録だと解釈してますので。
- 副小委員長（岡崎達義君） わかりました。
- 小委員長（佐藤 武君） よろしいですね。
- 大口委員。
- 小委員（大口浩志君） 市長等の責務があったら報告をしなければならないに対して、議会としてどう返すというのもついでにつくらなあかんのじゃないですか、これを入れたら。報告だけを求めといて、返す段取りが後にないような気がするんだけど。
- 小委員長（佐藤 武君） 返す。
- 小委員（大口浩志君） こういう内容でしたという。
- 小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、これは議長に対して報告でしょう。そして、議長がこれはおかしいんじゃないですかと言うたときには、皆さんに諮って審査会をつくらうということになるんじゃないですか。
- 小委員（大口浩志君） いやいや、それはもちろんそうなんですけど、その後に報告をしると求めとるんであれば、その結果を返すような条文がどこかに要るんじゃないのか。
- 小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、結果は公表するという事で返したと同じことになる。もう全て公表するということになりますから。
- 小委員長（佐藤 武君） よろしいですか。
- ある意味こういう問題が起きてるんで、執行部のほうもこういう対応をすれば議会のほうへの対応策を求められるかなと、逆に思いますけど。議員の自粛を求めるというか、むちゃぶりの対応を求めた場合です。
- じゃあ、よろしいですか。市長との責務。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、次の政治倫理基準。
- 難しい表現、「矜持を持って」。読めないんですよ、これ。
- 治徳委員、よう覚えといてよ、矜持。
- 副小委員長（岡崎達義君） 最近よく使うよ。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですか。
- 小委員（大口浩志君）きのうも委員長報告、下読みしてねえ人が何人かいた。

○小委員長（佐藤 武君） そうじゃなあ。まあ、条例ですので、ある程度難しい表現も入れましょう。

「おそれのある行為」、先ほど岡崎委員のほうが言われた全てのハラスメントということですね。これをもっと具体的に書くかどうかということですかね。

○副小委員長（岡崎達義君） これは6項にもあります。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） この「道義的批判を受けるおそれのある行為」というのと、6項の「その権限または地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力、差別的言動」、これもハラスメントになるんですが、ここをどういうふうにするかです。同じような言葉になってしまうから。道義的批判を受けるおそれのある行為というのをどこまででとどめるか、それからあとの嫌がらせや強制、圧力、差別的言動、ここをどういうふうに捉えるか。これは解説が要るんじゃないかなとは思いますが。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は倫理条例で議員の処罰をすとかという、嫌がらせとかなんじやろうけど、それ以前にきちっとしましょうねみたいな。

○副小委員長（岡崎達義君） もちろんそうでしょう。

○小委員（治徳義明君） だから、ええんじゃねえかと思うんじやけど。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 結局この前の1項のほうは、道義的批判というのは、これはまあ紳士協定みたいなもんですね。

○小委員（治徳義明君） そんな感じじゃあねえかなと思うんです。

○副小委員長（岡崎達義君） それで、最後の6項が具体的にいろいろなハラスメントとか。口頭による暴力とか、そういうのがあるわけです。

○小委員長（佐藤 武君） 表現で、ハラスメントというのがよく使われるんで、それを具体的に。日本語かどうかの違いではあるんですが。強制、圧力。

○副小委員長（岡崎達義君） これはちょっと解説しとかんとだめだな。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 6項の「その権限または地位を利用して」というのがついとるじゃないですか。例えば、私は委員長じゃとか議長じゃからとか議員だからという枕言葉をつけて物を言われる際と、こっちはただ単に言つとるのが、取りようによっては、向こうは議員に言われた、この2つの解釈は微妙なものがありますよね。

ただ単に、人としてそれはあきませんと、例えばですよ。そしたら、議員に圧力をかけられた。ここは言い回し、何かいいのがないかなというのがちょっと気になりました。

だから、全体の中で議員なんだからあなたが代表してちょっと言うてくれと、苦言をと。と

いう空気感は皆さんも感じられたことが過去にあるんじゃないだろうかと想定するんですけど。何か表現としてそこらが、いい表現がないのかなど。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は議員政治倫理条例なんで、この地位というのは議員の地位なんじゃろうと思うんですけど、じゃからこれでもおかしくはないと思うんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 例えば、委員長であるとか副委員長であるとか議長である、副議長であるとか、そういう部分と一議員であるという部分で、その前段は地位を利用、地位ですね。その議員の中で役職を持つとという。だから、これに全て僕は議員であろうと役職を持ったあれであろうと、含まれとるというふうには思うんですが。

○小委員（治徳義明君） 含まれとると思う。

○小委員長（佐藤 武君） これでいいような気はするんですが。

○副小委員長（岡崎達義君） ちょっとこの曖昧さを取るという意味でクエスチョンマークにしておいて、何か皆さん考えておいてください。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 私が言いよること自体が寂しいと思うので、それは自分の言うこと自体が寂しい。要するに言いわけの際に、説明責任ということになったら、議員としては言うたらんという逃げ口上のもと、だけどこういうことを言いよる自分もすげえ寂しいんですよ。もちろん、それはもうわかっと思って言いよんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） でも、具体的にきのうの話じゃないですけど、やっぱり清掃業者の方が、議員さんということで、言い方にもよるとは思うんです。物すごく言い方によって受け取り方は違うのであれなんですけど、やっぱり某議員という、議員というのは、非常に影響力はあると思います。だから、そういう意味からしても、それは。

○小委員（大口浩志君） 特にこの建物の中に入っとなおさらじゃな。

○小委員長（佐藤 武君） それはそうじゃ。

○小委員（大口浩志君） 議員と職員じゃろ。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、あれやと思いますよ。議員として自分はどういう立ち位置にあるかというのを認識しながら、常に行動しなければならないというのがやっぱり議員でしょ。だから、相手がこういうふうに取り受けるかもしれないというのを推測しながら物を言わなければならないし、ちょっと大きな声を上げても、例の話みたいに物すごく恐怖を感じる人もいれば、少々大きな声を上げてどなり上げてても全然恐怖も感じないという人もいるわけだから。そこらあたりを常にしんしゃくしながら行動をとらなければならないし、言動も注意しなければならないということなんでしょう。

だから、これはこのまま置いといてもいいんじゃないですか。幅があるという意味では。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 私もこれはこのままでいいと思う。議員だったら、根本的な人間としてのあれと、議員であるんだから、議員をしとる間はもうどう言われても議員と見られるから、それはもうやっぱりこれでいいんじゃないかと思えますけどね。

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、このまま1項は行かせていただきます。

それで、2項で私が気になったのは、「職務の公正を疑われる」というのが、公平はないかな。公平、公正。細か過ぎるじゃろうか。

○小委員（治徳義明君） 公平、公正とせえということか。

○小委員長（佐藤 武君） 公平を入れたらどんなかな。

○小委員（福木京子君） さっきは入れたもんな。

○小委員（治徳義明君） 公平、公正ね。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

それじゃあ、「公平・公正を疑われるような」。

○小委員（福木京子君） 金品が出とる。

○小委員長（佐藤 武君） 金品等が来るんか。ほんなら、あれじゃな。ごめんなさい。公平は取るわ。金品等があるから。

○副小委員長（岡崎達義君） 金品にかかるとる。

○小委員長（佐藤 武君） これはなしです。ごめんなさい。

○小委員（大口浩志君） 公平な金品になってしまう。

○小委員長（佐藤 武君） 失礼しました。

それから、ここの3項です。3項は、まず僕が考えたことを言いますね。

「市または市が資本金、その他これに準ずるものを出資している法人、あるいは市と密接な関係があると」、はっきり、そこで一旦重なるような気がするけど、これをしたほうがわかりやすいかなと。「出資している法人、あるいは市と密接な関係があると認められる法人」、それでこの後の「以下「市等」」というのは。

○副小委員長（岡崎達義君） これは入れるべきだな。

○小委員長（佐藤 武君） 入れる。

「準じるものを出資している法人、あるいは市と密接な関係があると認められる法人」で、この「以下「市等」」というのが法人になるんかな。市じゃないよな。法人等でいいんだよね。「以下「法人」」でいいんじゃないか。

「以下「市」」というたら。法人じゃろうと思うんじゃないけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 法人やな。全ては法人にかかっているもんな。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） ただ、就業等の報告義務のところ、以下「法人等」と

という言葉が出てきてるんです。

○小委員長（佐藤 武君） 就業等、どこですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 6 ページ。

就業等の報告義務というところがあるんですが、その中に法人等というのが出てきてます。

多分先ほどの3項のところの「以下「市等」」というのは、市または市等という、ここまでかかっとなじまないですか。

○小委員長（佐藤 武君） もう1回言って、局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 3項のところの「市または市が資本金、その他これらに準ずる」云々かんぬん「と認められる法人（以下「市等」という）」という、これは市まで入っとなじまないですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 一番最初からね。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうです。それで、「市等」だと思うんです。「市または」ですから。ここまでかかっとなじむと思う。

○副小委員長（岡崎達義君） 市と市に関係する法人ということで「市等」。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうです。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、なるほど。

○議会事務局長（元宗昭二君） そういう解釈だと思います。

○副小委員長（岡崎達義君） それだったら、さっきの法人は。

○小委員長（佐藤 武君） ええんじや。これは「市」じゃあ。

○議会事務局長（元宗昭二君） ここは「市等」のほうがよろしいかと思われま。

○副小委員長（岡崎達義君） わかりました。

○小委員長（佐藤 武君） ほんなら、「出資している法人、あるいは」というのはよろしいですかね。

○議会事務局長（元宗昭二君） これは多分6ページのほうで、今度は法人だけを指してるんだと思うんです、就業等の報告義務というのは。ここで、先ほどものを含まれる法人、じゃないか。市が資本金を出資している法人、団体を除くんだっか。だから、前の文は市と、それからここに含むのは、次のいずれかに該当する法人ということで、収益事業を営む法人と、それから市の評議員云々、それから市から補助金を受け、または受ける法人というくりだと思っうんです、ここは。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） それから、佐藤委員長が言われた「法人」、ここで切ったらちよっとおかしくないか。

「資本金、その他これに準ずるものを出資している市と密接な関係があると認められる法人の」ここまでかかってくるから。

○小委員長（佐藤 武君） なるほど。これは、ほんならこのままでいいですね。ありがとうございます。

○小委員（治徳義明君） 済いません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） この3項の、「取り計らい」の「取り計らい」はこういう書き方なんでしょうか。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○小委員（治徳義明君） こういう書き方で間違いないか。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 「図」のほうが思わず浮かぶよな。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） 3項が指す団体というのは、一組、社協、これさとワインというよな認識でいいんですか。

○小委員長（佐藤 武君） 大きく分けたらそうでしょうね。出資しているんだから。

○小委員（治徳義明君） 商工会は。

○議会事務局長（元宗昭二君） それは6ページの法人の部分に入るんじゃないかな。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） そういうことであれば、例えば社協の理事を今されている議員さんが、一般質問で社協のそこの道をつくりましょうみたいなのは取り計らいになるんですか。社協もされてますよね。評議員さんがあそこの道を直しましょうみたいな御質問もされました。ほんなら、これは取り計らったんじゃないかみたいな話になるんですか。その辺がちょっとよくわからん。僕は問題ないと思いますけど、これだけでしたらこれはおかしいんじゃないかみたいな話をされたときに、困る人が出てくるかなあ。どんなかな。

○小委員長（佐藤 武君） 出てきますね、はっきり言って。

○小委員（治徳義明君） だから、ほかの市の方がうちに社協の理事に充て職でやってますと言うたら、いまだにそんなことをしてるのかみたいなことを言われる議員さんがいらっしゃったから、そんなことをしちゃいけまあ、みたいな。

○小委員長（佐藤 武君） ひところ出資団体等の役職は全てもうやめましょうということで、岡山市も全部外れましたね、確かに。

○小委員（大口浩志君） 社協はどこも町長とか市長が会長をしよったのを何年か前に、旧町の時代ですけど、どこも町長さんが外れて、何人かはぼろぼろと残っておられるけど、大体外れられた。だけど、そのときなぜか理事は残った。

○小委員長（佐藤 武君） どうでしょうか。

○小委員（大口浩志君） これは私からどうせいこうせいと言う話じゃねえから、これに伴う



連動する宿題という。

○小委員長（佐藤 武君） そうしかないわな。

○小委員（福木京子君） そういうこと言わにゃあいけん。

○小委員（大口浩志君） 言うとしたらそこか。

治徳委員、説明せにゃいけん。並行で宿題分は引きずっていくような。

○小委員（福木京子君） 委員会としてこういうことが……。

○小委員（治徳義明君） どこまで言うか。社協の理事、商工会まで言うたらまた怒る人がおるで。

○小委員長（佐藤 武君） 局長どうしましょう。これはまた検討が必要なので、このまましとき……。

○議会事務局長（元宗昭二君） それは運用の問題になってくると思うので、まずはこれをつくってしまわないといけないんで。

○副小委員長（岡崎達義君） 規則のところですか説明のところに入れるか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 解説文をつくるのであれば、そういったところはちょっと深掘りをしていかなあかんと思うんで。とりあえずは条例をまずつくりましょうというところだと思います。

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、とりあえずこれはこのまま行きましょう。

市の職員については臨時と非常勤でよかったですね。

○議会事務局長（元宗昭二君） 直しました、ここは。

○小委員長（佐藤 武君） 権限または。

4項、5項もこのまま、6項もこのままでいいですね。

ほんで、米印は何でしたっけ。米の1。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、先ほどの1項のところとの兼ね合いです。

○議会事務局長（元宗昭二君） 委員長、でもここは先ほどのお話、解説文をつくるのであれば、そちらでしたほうがわかりやすいんじゃないかと思われま。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあそういうことにしましょう。

じゃあ、6項もよろしいですね。

じゃあ、7項。私はちょっと単純な疑問が出たのは、要求にも屈しないことなのか、同調しないことがええのか。屈しない。7項。ここには公平が必要かなと。公正、公平な議員活動を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。やっぱり屈しないのかな。

○副小委員長（岡崎達義君） まあ、そうやろなあ。

○小委員長（佐藤 武君） 同調しないことじゃないよな、確かに。

○副小委員長（岡崎達義君） 中には言う人がおるからなあ。

○小委員（治徳義明君） ここは拡大解釈されますよね、逆の立場の人から。私は屈しないた

めに頑張れないから。

○小委員長（佐藤 武君） 屈しないにしましょうか、やっぱり。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） 現実には市民から反対をせえ、賛成をせえ、呼び出されて。現実には皆さん経験はあると思う。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、そういう要求にも屈しないようにしなければいけない。

○小委員長（佐藤 武君） 公平、公正なんじゃ。

○副小委員長（岡崎達義君） 自分の理性と正義に従って判断していかなければならないという、建前は。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） そういうこと言うたら、さっき割愛した……。

○小委員長（佐藤 武君） 役割。

○小委員（治徳義明君） 役割みたいな。その辺がようわからん。

○小委員（大口浩志君） まず今回は議員みずから網をかけよったろ、まずは。

○小委員長（佐藤 武君） で、どうしましょう。公平は入れなくていいですか、ここ。公正、公平。公正があればええか。ええですか、7項。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、8項もええですね。

○小委員（大口浩志君） ごめんなさい。9番は、具体的には何を指しとんのですかね。

○小委員長（佐藤 武君） 9項ね。

○副小委員長（岡崎達義君） これは何かあったよ、解説に。

○小委員長（佐藤 武君） 政務活動費でしょう。だから、政務活動費で購入した物品等じゃないのか。

○副小委員長（岡崎達義君） それはオーケーですか。

○小委員（福木京子君） 公費。

○小委員（治徳義明君） タブレットでもゲームをするか。

○小委員長（佐藤 武君） 公費からか。ごめんなさい。

○小委員（大口浩志君） パソコンほどいてメルカリに売る。

○小委員（治徳義明君） 政務活動費、その他のものは政務活動に使える。

○小委員長（佐藤 武君） 何が想定されるかな。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、タブレットとかしよう。まだ入ってないけど。

○小委員長（佐藤 武君） まあまあ、後でまた検討しましょう。

○副小委員長（岡崎達義君） 将来的にこういうことがありますでしょうという話。

○小委員長（佐藤 武君） そしたら、10項も「または」でよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） もうちょっと行きますか。

それじゃあ、よろしいですか、今までの。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ次に、宣誓書の提出義務。

○副小委員長（岡崎達義君） これは1カ月じゃなくて、一月じゃなくて30日のほうがええよね。31日のときと28日のときもあるし。

○小委員長（佐藤 武君） 30日でもあれなんですけど、僕は最初に改めて思ったのが、30日にしても長過ぎるという思いが非常に強かったんです。だから、宣誓書を書くのに、そりゃあ長くて1週間もあれば書けるし、切りのいいところで10日間、それぐらいでも。

○小委員（大口浩志君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 私もそれは思うんですけど、議長が決まっとらんのじゃないか。1週間とか10日にしたら。

○小委員長（佐藤 武君） でも、これは議員でしょ。

○小委員（大口浩志君） 宣誓書を議長にと書いてある。

○小委員長（佐藤 武君） 議員としての立場だから。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） だから、先ほど大口委員が言われたように改選のときには議長は恐らく臨時会で決まりますので。

○小委員（大口浩志君） 一月ぐらいかかるんだらう。

○議会事務局長（元宗昭二君） 今までのうちのほうだったら二十四、五日前後に臨時会をしますんで、そこで決定になりますから。だから、皆さんが議員になられるのは、一応4月十何日やったかな、任期が。

○小委員長（佐藤 武君） 16日。

○議会事務局長（元宗昭二君） 16日ですよ。だから、10日というたらちょっと厳しいかなと。だから、少なくとも20日とか30日とかにしなければ、物理的に難しいというのはあろうかと思えます。

○小委員長（佐藤 武君） なるほど。説明会もそんなに急じゃなかったね、そういえば確かに。

そうか、そういうこともあるのか。ほんなら、30日にしますか。そういうことを確認しておけばいいです。

○小委員（大口浩志君） 治徳委員の想定問答しよんじゃから。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員、よろしく。

○小委員（治徳義明君） 議長が決まらないケースがある。

○小委員長（佐藤 武君） というよりも当選して最初に来て説明会をするのにかなり日数がかかるというあたりですね。

○小委員（治徳義明君） 30日でも20日でも基本的には宣誓書を書くまでむちゃしちやろうみたいなの。

○小委員（福木京子君） これは30日と書くか。

○小委員長（佐藤 武君） 30日。

次に行きます。

これがさっき出たやつですね。議員の要請に対する記録。

ということで、私は「日時、要請内容、対応等」という「等」があるから言わんでもわかるかなと思うんだけど、いわゆる5W1Hじゃないけど、日時、場所、要請者名、対応者名、要請内容、対応等というて、より詳しく書いとったほうがええような気もしたんですが、どう思っていますか。

○副小委員長（岡崎達義君） 解説に入れておけばいいんじゃない。

○小委員長（佐藤 武君） 解説に。まあ、当然のことなんだけどね。

○副小委員長（岡崎達義君） 対応記録票は決まったもんが出てくるんでしょうから。

○議会事務局長（元宗昭二君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） この対応記録については、職員側でも対応記録に関する要綱だったかがありますんで、そちらのほうに様式等もありますから、別段ここで詳しくなくってもよろしいかなというのは思っているんですけど。それに準じた形で出てくるんじゃないのと思ってます。

以上です。

○小委員長（佐藤 武君） わかりました。ありがとうございます。

それなら、そういうことでより詳細な部分は記載しない、これでいきます。

次に、就業等の報告義務です。

これが丸ごと木更津のやつですね。これがさっき治徳委員も言われとった部分に絡んでくるのかな。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） 1項があるので、商売をしとる人はみんな提出ということですよ、これは。

○小委員長（佐藤 武君） 1項ですか。

○小委員（大口浩志君） 代表者で。で、この収益事業を営む法人の中に農家は含むんですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 法人だから。ここは。

○小委員長（佐藤 武君） 今、法人の農業経営がありますよね。

○小委員（大口浩志君） 農業法人がありますよ、今。補助金とかを受けるために。

○小委員長（佐藤 武君） でも、これは兼業禁止の兼ね合いはどうでしたかね。無限責任社員、取締役、執行役。

治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 収入の報告義務があるのはわかるんですけども、これで何を制限していこうと。

○小委員長（佐藤 武君） 兼業禁止のあれじゃないかな。

○小委員（大口浩志君） そこは主に2番、3番。

○小委員（治徳義明君） これは報告が出てきたときに、これはアウトですよみたいな、議長が議員さんにするということか。この報告を受けて、おたくアウトじゃないですか、入札メンバーに入っとるじゃないですかみたいな。

○小委員長（佐藤 武君） それは議長がするのか事務局がするのか。

○小委員（治徳義明君） 誰かが。要はオープンにすることか。

○小委員長（佐藤 武君） それはそうでしょう。

○小委員（治徳義明君） そういうこと。はいはい。

○副小委員長（岡崎達義君） それと、やっぱり一企業のためにいろいろな肩入れみたいなことがあったらまずいんじゃないかな。

○小委員長（佐藤 武君） 請負契約等に関する遵守事項ということで、兼業はだめですよと。ですよ。

○議会事務局長（元宗昭二君） 市との関係を絶つということになります。

○小委員長（佐藤 武君） これは何ですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） これは木更津市さんの解説文です。

○小委員長（佐藤 武君） これもまたこのままで、また再度皆さんに読み込んでもらいましょうか。

それじゃあ次。

○副小委員長（岡崎達義君） 5分ほど。

○小委員長（佐藤 武君） 休憩しますか。

それじゃあ、2時45分まで休みましょう。

午後2時36分 休憩

午後2時42分 再開

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、時間前ですが再開します。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） ということで、審査の請求からです。

○副小委員長（岡崎達義君） 人数ですよ、問題は。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 結局現在が3名ですよ。8分の1じゃから、3名じゃったら議員が24名以下の場合が3名ですよ。これは4名ですから、その辺をどういうふうにする。厳しくしたということ。前が8分の1でしょ。

○小委員長（佐藤 武君） 8分の1は3人です。八二、十六で2人じゃ足りんから3人。

○小委員（福木京子君） だから、今回は厳しくするんじゃないかということをしとかにやいけんのじゃないかなと。

○副小委員長（岡崎達義君） 安易に出すのも困るしな。

○小委員（大口浩志君） 4に書いてあるのはそういう意味。連発されたら困るということか。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

4名でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それで、3行目の一番最初の、連署をもって議長に対し云々とあるんだけど、最初にあるからいいか。議員は。

○副小委員長（岡崎達義君） 議長に対し。

○小委員長（佐藤 武君） いいのか、それなら。議員だけど、4人なら4人で、「その代表者から」というのは要らんかな。「議員は」の中にもう既に入っとるからよろしいか。

○副小委員長（岡崎達義君） 連名でいいということになってます。

○小委員（大口浩志君） だから、あえてそれだったら4人のうち代表者を定めんでもええという、そういった解釈でええんじゃないですか。嫌がる人もいる。

○小委員長（佐藤 武君） でも、代表者というのは、書式としてはありますよね、倫理規程の審査会の文は。だから、木更津はその代表者からとなっとる。だから、議員の4人から出て、議長は返すに当たってもその代表者が特定できない場合は、それなら誰に返しゃあという部分が出てくるかなと。

○副小委員長（岡崎達義君） 入れとくか。

○小委員長（佐藤 武君） 入れましょうか。

○副小委員長（岡崎達義君） 「連署をもって」の後にね。

○議会事務局長（元宗昭二君） 委員長、いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○議会事務局長（元宗昭二君） 17ページを見ていただいて、結果の通知なんですけど、ここで議長は全項の報告を終えたときは、代表者及び審査対象議員に対し云々となっているので、やっぱり代表者があるほうがいいのかなとちょっと思ったのが。

○小委員長（佐藤 武君） 代表者が誰かわからなかったら返しようがないもんね。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうですよ。この表現を使うのであれば代表者が必要なのかなという気がしますが。

○小委員長（佐藤 武君） 代表者からでいいのかな。

○議会事務局長（元宗昭二君） 連署は必要なんで、「連署をもって」。

○小委員長（佐藤 武君） 「その代表者」。「代表者」でいいね。「その」は要らんのやな。

○議会事務局長（元宗昭二君） 「連署をもって、その代表者」。

○小委員長（佐藤 武君） から。

○議会事務局長（元宗昭二君） それで、これ以下云々かんぬんが必要かもしれませんね。

○副小委員長（岡崎達義君） そうですね。これを全部入れましょう。

○小委員長（佐藤 武君） 「その代表者から」でいいですね。

じゃあ、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 「もって、その代表者から議長に対し」云々と。

○副小委員長（岡崎達義君） 審査請求の権利をもって。

○小委員長（佐藤 武君） それで、9ページ。審査等の適否です。

これは、御意見がありますか。もうよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） これは最初載せてなかったことかな。

○副小委員長（岡崎達義君） そうです。

○小委員長（佐藤 武君） これもまた読み込んでもらうということです。

それで、審査会の設置。

これは、審査会の設置で第1項はいいですね。

○小委員（福木京子君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 審査の設置で、前条の規定する審査の結果ということは、前の議運に諮って審査の適否、その規定ということですね。前条に規定するということは。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

審査会を設置、この2項も3項もいいですか。8人以内、議長が議員の中から公正を期して選任する。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） 字句の訂正みたいな格好なんですけど、審査請求という表現と調査請求を受けたときが、ちょっと網かけの第5条、10ページ。統一しといたほうがええんじゃないですか。審査請求という表現と調査請求という表現が並列になる、どっちかに統一したほうが。

○小委員長（佐藤 武君） これは、倫理規程のやつだから、今の倫理規程の中の第5条で。

○小委員（大口浩志君） ほんなら、網かけがかかるところはないものと見ておけばいいですか。

○小委員長（佐藤 武君） なしです。

○小委員（大口浩志君） 済みません。

○小委員長（佐藤 武君） それで、委員は8人以内。それから、その下の網かけも取りますよ。

○小委員（治徳義明君） 済いません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は審査請求を適当と議長が認めないとしないということ、そういう理解になるんですか。第5条の。

○小委員長（佐藤 武君） 審査請求は議長が議運に諮るじゃなかったか。

○小委員（治徳義明君） 規定では調査請求を受けたら必ずしなくちゃいけないみたいな書き方に、現在はなっているんです。

○副小委員長（岡崎達義君） それを一遍議運に諮ってからという。

○小委員（治徳義明君） この適当というのが、議運に諮るという意味合いという形になるのか。

いやいや、審査請求を適当と認めんかったらせんという話、議長がこれはおかしいから門前払いですよと言やあ、これやったらできるんですよ。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） ただ、議運というのは議長の諮問機関であるし、議運の中で決められたことは一応議長が承認するということになってますので。

○小委員（治徳義明君） いやいや、だから議運にすら諮らないみたいな。

○小委員（大口浩志君） 諮らなければならないと書いてある。

○副議長（岡崎達義君） 請求があったときは議運に諮るものとする。

○小委員（治徳義明君） はい。了解。

○小委員（大口浩志君） 赤字のやつ。

○小委員（治徳義明君） ほなこの適当というのは、議運で諮った結果という意味合いでええのね。



○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

それで、委員長、副委員長の互選、これはいいですね。

4項、委員長は会議を招集、これもいいですね。正副委員長互選の規定はもういいですよ、これは。互選により定めると。

審査会は委員の半数以上。これもオーケー。

○議会事務局長（元宗昭二君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 第三者の委員の選任をどうするかというところが1つ、前回の宿題で残ったと思うんですが。

○小委員長（佐藤 武君） そうなんです。これは大きいんです。議員だけじゃなくて有識者をほかに入れますかという話で、倫理条例の全ての本によれば、議員だけでやるもんじゃありませんという意見が出てました。ただ、議員以外を選任するとなると、費用が伴う部分、それから選任に時間がかかるという問題があるという御意見がありました。

○副小委員長（岡崎達義君） 議決をしないとだめですね。

○小委員長（佐藤 武君） そうですね。

治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 外部の人を何人か入れるのか。

○副小委員長（岡崎達義君） 議員以外の有識者を。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） なら、究極を詰めていきましたら、今回市がやっとする第三者委員会になってしまうだろうと思うんです。議員がまじって議員の意向で結論を出すのはおかしいみたいな、究極の話ですよ。究極を詰めたら第三者委員会を設置して、第三者だけで決めてくださいみたいな話に究極はなってしまうだろうと思うんですが、究極の意見としては。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、法的にいろいろな問題が出てきた場合、議員だけでもものが片づくかといったらそんなわけではないわけだから。だから、一言どこかに専門家に意見を聞くかなんか、そういうところがあってもいいのかなとは思いますが。

この委員会の中に専門家、有識者を入れる場合は、また新たに議決が要るでしょう。予算を伴うことだし、予算の議決も要るわけだし。いろいろな面で物すごい手続が複雑になってくるわけです。だから、結果的にこういう結論が出ましたといった時点で弁護士さんのところに相談に行くとか、そういうことは一言入れといてもいいかもしれない。

○小委員長（佐藤 武君） どうなんでしょうね、局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） ここは悩むところなんですけど、いろいろと議決がはたしているのかどうか。よそのを見てたら、議員及び学識経験を有する者のうちから議長が委嘱する

ということになってるんです、どこでも大体。ということは、議決が必要じゃなくて、議長が決めるんだから、それは別にいいんじゃないかというふうには考えてます。

それから、報酬の件につきましても、市の第三者委員会は条例の中で日額8,500円という文言があるんですけど、赤磐市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、こちらで対応できるのであれば日額6,500円という、その他の委員というのがあるので、それで対応できれば、ひょっとすれば行けるのかなというふうにはちょっと勉強はしたんですが。

○小委員長（佐藤 武君） 6,500円だとしても予算はどこから出すんですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 予算はうちの報酬の中のを流用するしかないのかなと思ったりはしてます。百条と違ってこれについては必要ないので、その議決が。単なる諮問機関みたいなので。百条はどうしても地方自治法上、費用については議決が必要という文言があるので、そういう解釈でおるんですが。だから、簡単に言えば、研修の講師を呼ぶと同じようなイメージで私は考えてるんですけど。ここはちょっともう少し深掘りして勉強してみないといけないんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） ちょっとそこらあたりを研究してもらって、必要ならちょっと入れといてもらったほうがいいよね。

○小委員（大口浩志君） 逆に議員及び有識者という内容になった際に、何で有識者が入ってねえのかなという文句を呼ぶことにはなりませんか。

○小委員長（佐藤 武君） 捉え方です。

○小委員（大口浩志君） というのが入ってないんだから正規のものではないとか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） いわゆる公平、公正とは違うんちゃうかという、そういう意味ですか。

○小委員（大口浩志君） というか、これもそうなんですけど、こんなことはもちろん言いとねえんですけど、いろんな解釈が出てくるので、ウイングを広くしたがゆえに運用面でしんどくなる可能性がどうかなあというところですよ。

○小委員長（佐藤 武君） 確かにいろんな御意見が出てくるかもしれませんが、最初から完璧なものはなかなかつくりにくいですし、こうあるべきだというものを求めるのは当然なんですけど、とりあえず議員でやりましょうということで、その後にやはり必要だと、有識者、市民の委員が必要だということになれば、そこでまた条例改正ということで行きましょうか。

○副小委員長（岡崎達義君） とりあえずね。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 自浄作用のための委員会、とりあえずそれでやってみるみたいな感

覚か。

○小委員長（佐藤 武君） もう1つつけ加えれば、他都市の倫理条例についても全てが有識者を入れているという状況ではありませんと。それが見習うべきことではないかもしれないけれど、とりあえずは議員で構成して倫理条例をつくりましたということで行けるんじゃないですかね。

○小委員（治徳義明君） とりあえずね。

○小委員長（佐藤 武君） とりあえず。

じゃあ、そういうことで、市民の方は入れない、有識者も入れないと。

ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 5まで行ったんですね。

6項ですか。審査会は議長に対する、ああこれですね。審査結果の報告を終了したときに消滅するという。

木更津は、審査結果を議長に報告した日までとする、委員の任期は。

倫理審査会、福木委員が委員長じゃったんじゃないから、経験を生かされて。

○小委員（福木京子君） あれですか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） ここじゃなくて、次に来るのか。議運に諮って適否をそこで決めてもらうでしょう。それで、審査委員会は適否をするようにって、どこに。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 議運の適否はこれを開くこと自体が、一方的に今は出たら一発でばんと行っとるのをワンクッション置くという理解を私はしとんですけど、一方的に機械的に、出たら即設置ということではなくて、ワンクッション議運というものを、フィルターをかけるといったらちょっと表現が悪いかもしれんですけど。

○小委員（福木京子君） いいですか。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 言葉が適否と、こうなってるから、そしたら分けるということですね。議運にかける、これをつくるということがどうかということと、もう1つは審査会ではその事案、議員の行ったことについてどうかというのを適否を判断しなきゃいけない、まずは。それで審査するんですよ。

○小委員長（佐藤 武君） 適否というか、まずその証拠書類をもって審査会を設置しようということと議長に出しますよ。議長は議会運営委員会に諮ります。で、議会運営委員会で最終的に適するの、いやそうじゃない、だめですということになるのかを決めて、ほんで証拠書類もそろってるんで、それじゃあやいなさいということで代表者に通知をして、その代表

者が受け取って、いざ議長が審査会の委員を選任して、それでもう審査をするわけです。

議運で。

○小委員（福木京子君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） だから、審査をするんでしょう。審査のあれが設置された場合に。そのときに、だからそのことも、その審査することの適否をまずとったんですよ、この間。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、なるほど。

○小委員（福木京子君） そういうことです。それをどうするんかと。この事件をするかどうかという適否をとって審査に入ったんです。その適否が今回は議運で諮られるわけか。

○小委員長（佐藤 武君） そういうこと。

○小委員（福木京子君） でしょう。だから、どこかに文言が。審査委員会がするように書いてあったんです。

○小委員（大口浩志君） それは網かけのやつに書いてあったんじゃないですか。

○小委員（福木京子君） 網かけか。

○小委員（大口浩志君） 網かけは今現在のやつですから。

○小委員（福木京子君） ああ、そうかそうか。ごめん。そこを直しといて、今。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 今のを聞きながらちょっと思うたのが、発議者という表現をしますけど、4名いるじゃないですか。その4名が、議長判断とはいえその審査会に行く、行かないというのは明確にできるんなら線引きをしといたほうが。4人なら4人がオールオーケーと行くのか、例えば。8人以内ということは過半数です。

○副小委員長（岡崎達義君） それはやめたほうがいい。

○小委員長（佐藤 武君） それはそこまで言いよったら、この間の百条だって、ほんだら希望者。

○小委員（大口浩志君） 別にそれは問題ないという認識で前へ進めばいいわけか。

○小委員長（佐藤 武君） 問題ないことで行きましょうよ。

福木委員。

○小委員（福木京子君） ほな、この間の倫理審査会、ちょっと待って、みんな。各委員会から2名ずつ、強制的というか、6人じゃったかな。

治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 前回の百条で前例をつくった希望者……。

○小委員長（佐藤 武君） 百条がね。

○小委員（治徳義明君） 前例をつくってもらった。

○小委員長（佐藤 武君） だから、その証拠書類を添えて倫理審査会を設置してくださいと

いう、その賛成の議員4人は積極的に真相解明をしましょうということだから、それはその方々をメンバーに入れるというのは自然な流れだろうし、やって出して、僕はもう入りませんということにはならないと思うんで。いいですか。

福木委員、よろしいですか。

○小委員（治徳義明君） 済いません。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） さっき大口委員が言われた、発議者が全て入ってええんかどうかの法的な根拠だけあれしとってもらえんか。別に構わんのだったら構いませんみたいな。

○小委員長（佐藤 武君） 法的根拠はないでしょう。

○小委員（治徳義明君） 全体で言うたときに、言われる人が出てくる可能性のある問題かなと思って。

○小委員（大口浩志君） よくある。法的根拠を示せみたいな。

○小委員（治徳義明君） 法的根拠でおえんのじゃないかみたいなことを言われたときに。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあその前に、議長が公正な選択で選任すると。公平な判断で選任するということがまずあって、それで公平がどういうふう判断されるのかと言ったら、さっきも言ったように4人が提出者になつたんだから、その提出者以外の方は、消極的な方であればそんなもんをする必要はないという思いがあるんだし、そこまで言えないと思いますよ。法的根拠というか。

○小委員（治徳義明君） 難しいわな。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） もし、その法的根拠云々という話があるんだったら、その特別委員会のメンバーは、こうしようという申し合わせ事項の中に入れるぐらいのもんで、百条みたいに自治法上できちっとされているわけじゃないので。

○小委員（治徳義明君） 条例の中では難しいみたいな話ですね。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、申し合わせ事項でこういうふうにしようとかということになるしかないんでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） 今さっき言うたのが12ページですね。12ページの審査会の審査としてとるでしょう。そこが調査請求の適否、または倫理基準違反の行為の存否について審査するになってるけど、だからその適否はのけにゃあいけん、右の木更津のように。これは違反の行為の存否だけ審査すると書いてあるでしょ。そこを変えにゃあいけんのじゃないかなと思う。

○小委員長（佐藤 武君） そういうことですね。

○副小委員長（岡崎達義君） ああ、そうだね。

○小委員（福木京子君） 議運ですものだから。

- 副小委員長（岡崎達義君） さすが経験者は違う。
- 小委員（福木京子君） いや、物すごく言われたらな。
- 小委員（大口浩志君） ああ、するのคะせんのか。
- 小委員（福木京子君） まずは一番にそれを取ってくださいよ、審査会で。
- 小委員（大口浩志君） それも多分こうなんだ。
- 小委員（福木京子君） それはもう私たちはわからないから、事務局長がまずは一番に適否をとってくださいと言われたんよ。何でと私も思ったんだけど。することは一番にそれをしました。
- 小委員長（佐藤 武君） 誰とは聞かないけど、誰じゃろう。聞きたいけど。
- 小委員（福木京子君） それは忘れた。それは私は言われたことをきちっとしとかなないと。それだけ残った。それをここで審査ができたのに、審査会ができたのに何でそんなことをするかどうか、適否をここで判断するかと疑問に思った。だけど、それは決まっとったという話。
- 小委員長（佐藤 武君） 今、飛んだんですか。
- 小委員（福木京子君） もとに戻ってください。
- 小委員長（佐藤 武君） もうよかったですか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 10ページの6項です。
- 小委員長（佐藤 武君） 6、審査会は。
- 副小委員長（岡崎達義君） 審査会の審査のところでしょう。もう6に行ったのか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） まだここは、任期のところはちょっとまだ。任期のところは途中だったんです。
- 小委員長（佐藤 武君） 審査結果の報告を終了したときに消滅すると。
- 副小委員長（岡崎達義君） 審査結果を報告する場合、それはもう取ってもいいんじゃないですか。
- 小委員長（佐藤 武君） まず、その前にこの審査会というのは特別委員会ではないよね。特別委員会には該当しないんで、本会議に諮る必要はないという理解はしていただかないといけない。それで6がこのままで行きます。特別委員会は議会の議決が必要だからね。
- それでいいですね、これはもう。
- それで、審査会の審査。
- 副小委員長（岡崎達義君） 調査請求の適否またはというところが要らないと。議運に諮る。
- 小委員長（佐藤 武君） よろしいですか。
- 倫理規程も要らない。赤磐市も要らない。2項で前項の審査を行うため必要であると認めるときは、調査対象議員、その他の者から意見もしくは事情を聴取し、または資料の提出を求めることができる。

よろしいですか。

○小委員（大口浩志君） この他の者からというのは、これは有識者も入れるのか。

○小委員長（佐藤 武君） 有識者ですか。

○小委員（大口浩志君） 他の者だから、議員限定かどうかということでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） その他関係者と入れたらいけんの。

○副小委員長（岡崎達義君） その他の者から意見だから。

○小委員長（佐藤 武君） ええんですよね、その他の者。情報を教えてもらおうと。

福木委員。

○小委員（福木京子君） その他の者と言うたから。だから、これは対象議員、その他の者と  
いったら、ひょっとしたら執行部の人を……。

○小委員（大口浩志君） 執行部であったり市民であったり。

○小委員（福木京子君） そうそう、呼ぶ場合もあるから。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○小委員（福木京子君） その他に者になるわけでしょ。

○小委員長（佐藤 武君） よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それで、13ページで。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） 次のページ、13ページの一番上、出席をして意見を述べなければなら  
ない。余りもう思い出したくないとか、行きたくないとかという可能性もなきにしもあ  
らず。

○副小委員長（岡崎達義君） 述べなければならぬだから。

○小委員（大口浩志君） というのが、例えばパワハラとかを受けていて、この建物に近づく  
のがしんどくなる場合も。

○小委員長（佐藤 武君） 調査対象議員よ、この場合は。

○小委員（永徳省二君） はい。

○小委員（大口浩志君） 済いません、ごめんなさい。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 議員は出席しないといけないと思いますよ。

○小委員長（佐藤 武君） 今ちょっと勘違い。

○小委員（永徳省二君） 前回佐々木議員とか……。

○小委員（大口浩志君） 受けた側というか、そういう関係者的に言ってしまいました。ごめ  
んなさい。

○小委員長（佐藤 武君） いいですよ。

いいですか、これは。審査会の審査。

赤磐市の倫理規程も消しますね。

4項、審査会は審査対象議員から審査会において弁明したい旨、求められるときはその機会を保障しなければならないと。

いいですね、これは。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） これを具体的にまた説明で書くことにしますか。

赤磐市の倫理規程は3項。

○小委員（大口浩志君） よろしいか。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 13ページの4の「審査会は」のところなんですけど、審査会において弁明したい旨求められたときは機会を保障しなければならないとなっておりますけど、ですけど議長へ報告書を出した瞬間になくなります、議長がまた議場で弁明をさせろとなったときには議長判断という解釈になっていくんですか。

○小委員（治徳義明君） これは審査会に限っての話でしょう。

○小委員（大口浩志君） これを盾に審査会で認められとんじゃから結果報告に対する弁明もやらせろと。

○副小委員長（岡崎達義君） それもあつたじゃないですか。

○小委員（大口浩志君） この後に出てくる。

○副小委員長（岡崎達義君） 弁明書の提出ができるようになってたでしょ。

○議会事務局長（元宗昭二君） あつたと思いました、どこかに。これだったかな。

○小委員長（佐藤 武君） 福木委員。

○小委員（福木京子君） この審査会を開いているときに弁明をしたいということですよ、これは。

○小委員（治徳義明君） 拡大解釈をされる。

○小委員（大口浩志君） 拡大解釈をして、こう書いてあるんだから議場でもやらせろと。

○副小委員長（岡崎達義君） たしか弁明書の提出があつたと思う。

○議会事務局長（元宗昭二君） あります。18ページとかです。

○小委員（福木京子君） こっち。

○小委員長（佐藤 武君） ほんなら、13ページは審査中のというような文言を入れりゃあ問題ないかな。審査中の審査会において。

○議会事務局長（元宗昭二君） 第17条に弁明書を議長に提出することができるということがあるので。



○小委員長（佐藤 武君） これが議会ですよ、本会議ですよ。

○議会事務局長（元宗昭二君） 14ページに審査対象議員は前項の通知があった日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる、2段階。審査会で弁明できるし、結果を受けて議長に14日以内に弁明書を出せるというような文言になっているようですね、これ。

○副小委員長（岡崎達義君） 次の3項には弁明書の全部また概要をあわせて公表するものとする。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうです。情報が行ってるんで。だから、議場でというよりも議場でありとなったら、公表というたら。

○小委員長（佐藤 武君） もとに戻って13ページの4項は、特に審査会においてというのは、審査中の審査会においてというのが必要じゃないですか。

○副小委員長（岡崎達義君） これはもうこのままでいい。

○小委員長（佐藤 武君） このままでいいですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 審査会において弁明したい旨だから。審査会において弁明したいだから。

○小委員長（佐藤 武君） いいんです。わかりました。

次。

○副小委員長（岡崎達義君） 次の5項のところは「速やかに」と入れたんですよ。60日以内というのを期限を切ってたから。

○小委員長（佐藤 武君） 速やかに。

○小委員（大口浩志君） 何か意味があったんですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 意味は、長過ぎるなあと思って。

○小委員（福木京子君） 何か言わなかったかな、この間。

○小委員長（佐藤 武君） 速やかにしておきますか。速やかにというてもほんならいつまでならと言われたら。

○副小委員長（岡崎達義君） 大体速やかにというたら、一、二週間。

○小委員長（佐藤 武君） ということで、治徳委員よろしく。

○小委員（治徳義明君） 速やかにとはどういうことですかと聞かれたら。

○小委員長（佐藤 武君） 常識でしょうって、言やあいんじゃない。

それなら、「この場合において」もいいですね。「この場合において」。

通常ですね。前項の規定にかかわらず。

福木委員。

○小委員（福木京子君） これは2行目の「必要と認める措置について」。14ページ、上から2行目の。審査会が必要と認める措置について理由を付した文書をもって議長に。必要と認める措置、措置についてというのは。

- 副小委員長（岡崎達義君） だから、最後の罰則。
- 小委員（福木京子君） そうしたことやな。それも書いて文書を出すということですね。
- 小委員（大口浩志君） 議長が勧告するという表現って。
- 小委員（福木京子君） こっちは報告か。
- 小委員長（佐藤 武君） 委員会、審査会。
- 副小委員長（岡崎達義君） 報告より強い意味なのかな。報告やな。
- 小委員長（佐藤 武君） ただ、審査会として謝罪ですよ、この議員は謝罪してもらわんと困りますよと。出席停止をしてくださいよということで勧告かなと一瞬思うんだけど。
- 小委員（福木京子君） 勧告じゃろ、それは。前は報告じゃけどな。
- 小委員長（佐藤 武君） あとは議長の判断ですよと。議長の議事整理権。  
勧める、告げる。  
よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 小委員長（佐藤 武君） 7項をよく見てくださいね。15ページの頭のほうです。  
議員辞職、役員辞任、出席自粛、その他勧告。謝罪とかは入れなくていいですか、具体的に。
- 副小委員長（岡崎達義君） 必要な措置、措置というのがあったらこの中にね。最後の何条なるか。18ページにね。陳謝しとか謝罪もろもろ。
- 小委員長（佐藤 武君） 土下座とか引き回しの刑とか。昔はそうだったね、それは。  
福木委員。
- 小委員（福木京子君） これは順番としてはこういうふうに書けばいいのか。順番は、8は軽いほうから行っとんでしょ。この場合、15ページはどういうふうに書けばいいのか。重たいほうから書きゃあええかね。ちょっとそこは。
- 小委員長（佐藤 武君） まあ、これは特によその木更津の分と一緒になんで。どっちかというたら重いほうから、懲罰は除名、辞職勧告か。順番は特にはいいかなと思うんですが。  
除名はここで盛り込むことはちょっと厳しいから。謝罪も入れましょうか。謝罪勧告。確かに18ページにあるんですが、ここに入っとるからええですか。陳謝の勧告。その他に陳謝も入っとんだなということであれば。
- 副小委員長（岡崎達義君） その他に入ってるから。
- 小委員長（佐藤 武君） ほんならもうこれでいきますか。  
永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） 審査会は謝罪を求める必要はなくて、議長が求めたらいいと思いますが。
- 小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） この場合は審査結果に明記しようとするときにはこんだけの、4分の3以上に達するのを条件にしなければならないという話があって、これを議長に提出して、今度は議長が審査結果を受けて措置を講じるということなんです。だから、よろしいです。

○小委員長（佐藤 武君） 8人じゃったんかな。8人でしたよね、これ。ということは4分の3以上というたら何人になる。6人以上。3分の2以上というたら5人か。

○副小委員長（岡崎達義君） 6人。

○小委員長（佐藤 武君） 6人やな。

○副小委員長（岡崎達義君） 8人じゃったら同じようになるな。

○小委員（福木京子君） 5.3ということは、5でないことは6人。

○副小委員長（岡崎達義君） どっちも6人。

○小委員長（佐藤 武君） 6人か。おかしいよな、ちょっと。そうなったらおかしい。

○議会事務局長（元宗昭二君） 6人以上が出席して4分の3じゃけえ、6人のうちの4分の3でしょう。

○小委員（福木京子君） 6人のうちの。

○副小委員長（岡崎達義君） 6人出席するんだったらね。

○小委員（福木京子君） もし6人来たらか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 全員出席だったら、6人の賛成がないとこれを書けませんよということですね。

○小委員長（佐藤 武君） 全員で全員の賛成。

○副小委員長（岡崎達義君） 人数のところがおかしいよな、これ。

○小委員（福木京子君） もし6人出席したら、4分の3というたら全員じゃ。

○小委員長（佐藤 武君） 四二が八の二三が六だから、8人。

これは事案が事案だから特別多数議決をとってんでしょうけど、とらにやいけんのかな、やっぱり。過半数議決よりも重い判断ですよという意味で。

○副小委員長（岡崎達義君） どっちも3分の2にすればいいんじゃない。

○小委員長（佐藤 武君） 3分の2にしますか。

○小委員（福木京子君） ああ、両方ともが。

○副小委員長（岡崎達義君） 4分の3より3分の2のほうが少ない。

○小委員長（佐藤 武君） 6人、6人で。

○議会事務局長（元宗昭二君） 6人出席やったら5人ですよ。5人の賛成でいいということですね。4.5じゃから。

○小委員長（佐藤 武君） ややこしいな。

○小委員（大口浩志君） だから、6人出席だったら委員長以外全員という。

○議会事務局長（元宗昭二君）　そうですね。

○小委員（大口浩志君）　過半数じゃったから委員長決裁はない。

○副小委員長（岡崎達義君）　過半数のほうがええなあ、それでも。

○小委員長（佐藤　武君）　過半数議決にしますか。

○副小委員長（岡崎達義君）　余りにも全員いうたら。

○小委員（大口浩志君）　だけど、それなりに出席されると思うけどな。

○副小委員長（岡崎達義君）　出席はいいんよ、3分の2で。

○小委員長（佐藤　武君）　百条のほうはどうなっていましたっけ。

○議会事務局長（元宗昭二君）　百条ですか。

○小委員長（佐藤　武君）　いきなり振ってごめんなさい。

これは宿題にしましょう。もうこれに時間をとって申しわけないんで。じゃあ、局長、済いません、また後でお願いします。

じゃあ、赤磐市の倫理規程はなしにして8項です。審査会の会議は公開する。

大口委員。

○小委員（大口浩志君）　次のページの。

○小委員長（佐藤　武君）　8項。

○小委員（大口浩志君）　まあ、聞いてください。

公開と守秘義務、16ページ、赤字。内容を見たら、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけないじゃから、委員会の内容を外で言うなという話でしょ。それと、公開は相いれんと思うんですけど。

○小委員長（佐藤　武君）　そうなんよ。百条もそうなんよ。

永徳委員。

○小委員（永徳省二君）　百条も一緒です。百条も一緒なんで、漏らしてはいけないけども、百条の委員会の中ではしゃべってもいいという話なんで一緒です。

○小委員長（佐藤　武君）　それが今、大口委員は矛盾するというて、傍聴も入れとるし。

○小委員（大口浩志君）　言葉でいいですか。公開という表現と聞いた話はよそで言うなど。

○小委員長（佐藤　武君）　治徳委員。

○小委員（治徳義明君）　恐らくこれは非公開のケースを前提にした文言なんじゃないと思うんですけど。非公開にするケースがあるじゃないですか。

○小委員（大口浩志君）　それは3分の2となったときか。

○小委員（治徳義明君）　そのことを前提にした文言の趣旨じゃねえか。

○小委員長（佐藤　武君）　福木委員。

○小委員（福木京子君）　だから、百条のほうも供述調書を委員だけは見て、その内容で質問して、参考人に。それは明らかになるわけよ、公開しとるわけじゃから。明らかになったら市

民も言うわけじゃから。それから、委員だってそれは公開されたことは。

○小委員（治徳義明君） 百条は違うやろ。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は議員さんが事実じゃなしに、私はこう思うんじゃとかああ思うんじゃとか、そんなことはやめてくれみたいな話だったじゃないですか。言うたことを言うのは構わんけど。この人はこう言うたけど、本当はこうなんじゃとか、そういう意見を言うてくれるな、そうせんと百条の委員会が公平、公正なものにならんからみたいな、下山委員長さんはそんな話だったですよ。

言うのは構わんけど、事実を。こういうことがありましたというのはあるけど、いや実はこれは私はこう思うんじゃみたいなことを百条の委員さんが言いよったら、公平、公正の委員会を疑われるから余りやめてくれみたいな話じゃなかったですかね。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） ちょっと意味合いが違います。

検事調書等を見た上での情報を、知った上での情報は漏らしたらだめですよという話です。

○小委員（大口浩志君） 漏らしたらあかんということ。公開しよるのに。

○小委員（永徳省二君） ただし、百条委員会の中で明らかになったことはもうオープンという話なんです。

○小委員（大口浩志君） いやいや。

○小委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○小委員（大口浩志君） 原点の話で、公開と守秘義務。百条はこうしよるのやこうは申しわけないけど理由にならん。条例として今これからつくろうとしよんじゃから。百条はこうしよるからこれはそういうふう理解してくれというのは、通らんような気がしませんか。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） この守秘義務は入ってなかった、最初はね。私が入れた。抜けてるんじゃないかというんで入れたんで。

○小委員（大口浩志君） だから、それは岡崎委員がおっしゃられるように……。

○小委員長（佐藤 武君） 正解ですよ、それは。

○小委員（大口浩志君） 物すごいところまでえぐらにやおえん可能性もある。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員。

○小委員（治徳義明君） じゃから、ようせんケースが出てくるわけでしょう。オープンにできんケースがある。そのときに……。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、非公開にされた場合のというので限定を入れればいい。非公開にされた場合の倫理審査会では、漏らしたらだめですよとかという。そうでなかったら……。

○小委員長（佐藤 武君） 整合性がとれない。

○小委員（大口浩志君） 私もそれは絶対あると思うんやけども、というのが本人じゃなくて第三者的に巻き添え事故に遭う人も出んとは限らん。

○小委員長（佐藤 武君） 僕は百条委員会のやり方は非常に危険性があると認識しとんです。いやいや本当に。検察調書は百条委員会でしゃべってもいいですよと言いながら傍聴は自由に来ている。傍聴が、おい検察調書の中身はこうじゃったぞということで、本来検察庁は百条委員の皆さんだけに限定で公開ですよということを言っとるのに、それを言うことによって傍聴は全部外部に伝えることができる。だから、非常にあやふやというか危ないなという認識を持ってます。

○副小委員長（岡崎達義君） その説明をさせてください。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） いやいや、暫時休憩かなんかで。

○小委員長（佐藤 武君） 暫時休憩します。

午後 3 時 32 分 休憩

午後 3 時 35 分 再開

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、再開します。

福木委員。

○小委員（福木京子君） そしたら、この守秘義務のところは非公開の審査会と書く。書かんのか。

○小委員（大口浩志君） だけど、これはしんどいなあ、議員さんが。

○小委員長（佐藤 武君） それはしんどいよ。

○小委員（大口浩志君） オープンになった議論と非公開になった議論が全部関連があるんやな。

○副小委員長（岡崎達義君） 大体この守秘義務自体が。

○小委員（大口浩志君） 有名無実っちゃ有名無実だけどな。

○副小委員長（岡崎達義君） どうします、委員長。入れておきますか。

○小委員長（佐藤 武君） 秘密会、何じゃったつけ。

○小委員（福木京子君） 非公開の。

○小委員長（佐藤 武君） 非公開。

○小委員（治徳義明君） 聞かれんでええですね。

○小委員（大口浩志君） それは単純な疑問ですよ、守秘義務と公開というのをどう説明するんだと言われたら。

○小委員長（佐藤 武君） これですよ。もうこれでいいや。このままにしておきましょう、もう。

調査、審査を進めるうちに、ちょっとこれは違うかもしれんなというふうになってくるかもしれないから、逆に。そうなったときに審査会の委員が非公開にしようやという場合もひょっとしてあるかもしれん。

○小委員（大口浩志君） 途中から非公開というのが一番つらいなあ。

○小委員長（佐藤 武君） つらいけど、審査を進める間に事実がわかってきたということもなきにしもあらずですよ。こういうのも書いときましよう、やっぱり。

○副小委員長（岡崎達義君） これはいいでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、審査会の記録です。16、もう済んだですかね。17ページ。

○小委員（大口浩志君） 今言われる16はまだ。

○小委員長（佐藤 武君） まだよな。

○小委員（大口浩志君） 記録はまだ。守秘義務があるからちょっと、公開と守秘義務でどう書いていただくか。

○小委員長（佐藤 武君） これは、必要な措置というのは取り消しとかそういうことかな。ですよ。

○小委員（大口浩志君） というか、そもそも委員会にかかった時点で真っ黒みたいなイメージが先行するからじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○副小委員長（岡崎達義君） 審査の結果、無罪となったら。

○小委員（大口浩志君） そうそう、そういう取り方をする。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあもうええですね。

守秘義務もいいですね。

審査結果の通知及び公表。

これもいいですか、3項。

大口委員。

○小委員（大口浩志君） 今の17条の審査結果及び通知及び交付のところなんですけど、14日以内に弁明書を提出ができるじゃないですか。だから、公開はその日以降のほうがええじゃないですか。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、公開して、それに不満があったら弁明書を受けるわけだから。

○小委員長（佐藤 武君） 代表者とその当該議員に通知をすると同時に公表するだったよね。

○副小委員長（岡崎達義君） 公表して、その公表した内容について不満があれば弁明する。

○小委員（大口浩志君） これって、通知をするのと公表はイコールぐらいになっていいんですよね。要するに発議者の人と対象者に通知をする。その概要を公表するのもイコールの日時という捉え方ですね。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。

○小委員（福木京子君） どうじゃったかな。

○小委員長（佐藤 武君） 一緒です。若干時間差はあるじゃろうけど、それは。ほぼ同時ですよ。

福木委員。

○小委員（福木京子君） ほぼ同時にホームページ、インターネットにも出したわね、前。

○小委員長（佐藤 武君） 倫理審査会。

○小委員（福木京子君） 倫理審査会の報告。

○小委員長（佐藤 武君） 出したかな。

○小委員（福木京子君） あれはどうじゃったかな。

それで、その何日か後、本会議でそれを公表して、それは議会だよりに全部出すわね。それから、ホームページはその前の段階で、もう議長に出した時点で即公表したんじゃったっけ。ちょっと確認なんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 私もよく覚えてないんだけど、公表しました。ホームページに載せました。

○議会事務局長（元宗昭二君） ホームページとあれは出してますけど、先に議会の報告をしてからじゃなかったですかね、あれ。そうしないと多分出さないはずですよ、どう考えても。

議場で前の奥田局長が読み上げて、それをもって9月でしたかね、いつでしたかね。

○小委員長（佐藤 武君） いつでしたっけ。忘れた。

○議会事務局長（元宗昭二君） その後の広報に載るとるはずですよ。

○小委員長（佐藤 武君） 広報にはそう、載せた。

○小委員（福木京子君） 広報じゃなくてホームページ。ホームページにも載せた。

○議会事務局長（元宗昭二君） ホームページはその後だと思います。

○小委員（福木京子君） その後ね。

○議会事務局長（元宗昭二君） その後ですよ。それは間違いないと思います。

○小委員長（佐藤 武君） 公表するというのが直ちにじゃなくて、ちょっと間があっても公表だから。特に直ちにというのを入れてないから、逃げ道はあるかなと。

福木議員。

○小委員（福木京子君） だから、議長に持って行って、その時点で議長が受けたら今度は議運と、それから担当のその議員にそれを知らせる。その知らせを受けたその議員が14日以内に



弁明書を出すんやったら議長に出すということですかね。

それから、本会議はその14日以降じゃないかな。その前にすることはあるかな。

○小委員長（佐藤 武君） だから、最初のころにその議論もしましたよね。

本会議が開かれてないときと、それからもう最終日ぐらいを迎えるときぐらいやったらどうするんという話もしたんだけど。

○小委員（治徳義明君） その上で14日に変えた。

○小委員長（佐藤 武君） じゃったような気がする。

○小委員（大口浩志君） せんでもええじゃないかみたいな意見もあったような気がする。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） 委員に対する通知が来なかったというのがあるから、これは配達証明をつけて送付しないとだめよね。そこらあたりはちゃんと解説書に書いとかなと。

○小委員（大口浩志君） 受け取ってねえと言われるか。

○副小委員長（岡崎達義君） 受け取ってないと言われる可能性もあるから。

○小委員（大口浩志君） そういうのを想定せんにゃいけないの。

○副小委員長（岡崎達義君） 次は、審査結果の措置。

○小委員長（佐藤 武君） 審査結果の措置。

局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 1項のところの「代表者」という文言があるじゃないですか。それを7ページに書いていただいて、恐らくここも「代表者」だということだと思われるのですが、括弧書きの「（以下「議員による審査請求代表者）」という文言にしてあるので、どうなのかなというのが1つあります。

○小委員長（佐藤 武君） 「審査請求」を入れるんですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 「議員による審査請求の代表者」ね。

○議会事務局長（元宗昭二君） でしょう。以下になってますが、恐らくその文言でないところとあわないのかなと思ひまして。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員、何か議員。審査請求だけじゃなくて。

○副小委員長（岡崎達義君） 議員による審査請求の……。

○小委員長（佐藤 武君） 議員による。

○議会事務局長（元宗昭二君） これです。

○小委員長（佐藤 武君） ああ、それはそのままね。

○議会事務局長（元宗昭二君） ここはずっとこの以下、これにしたというとしてある以上はそうじゃないといけないのかなと思ひます。

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、「議員による審査請求代表者及び審査対象議員」ということですね。

それから、14日もいいですね。

審査結果の措置、これは「議会」が「議長」になるんですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 私は消しました。

○小委員長（佐藤 武君） 僕も「議長」に直しました。「議長」に直してください。

市民の信頼を回復するために、第何条というのが自動的に条文の番号が入ったら入ると。

議長の措置は新しく入りました。

この議場での注意というのが、当然のことながらおしゃべりしとるからの注意じゃなくて、審査結果に基づく、どういう注意なんじゃろ。

○副小委員長（岡崎達義君） 今後こういうことをしないでください。

○小委員長（佐藤 武君） 議場での注意。

○副小委員長（岡崎達義君） 結果が出てくるから、結果に基づく注意でしょう。

○小委員長（佐藤 武君） ええな、ほんではこれで。

陳謝の勧告。

○副小委員長（岡崎達義君） しないって言えばそれまでやな。

○小委員（大口浩志君） 2、3、4、5、6の辺なんかは、せんと言われたらそれまでや。

○副小委員長（岡崎達義君） こういう結果が出ましたという報告が公になるだけで。

○小委員長（佐藤 武君） これをしなかったら懲罰対象になるから、さらに懲罰動議を出せば二重のあれになりますよね。ほんでもせんとということもあり得る。

(5)の議員が就任している職で、議長が別に定める職の辞任勧告とある。

何ですか、これ。

○副小委員長（岡崎達義君） 恐らく米印に書いてある常任委員会、特別委員会の委員長の辞任勧告じゃないかと。

議長が別に定める処分。

○小委員長（佐藤 武君） 議長が別に定めるやつでもないでしょう。

○副小委員長（岡崎達義君） じゃないかな。

○小委員長（佐藤 武君） じゃないでしょう。委員会の正副委員長は当然選任しないといけないし、議長が定めるから。

○小委員（福木京子君） 委員長や副は、これは全部議長が決めるんですか。

○小委員長（佐藤 武君） 正副長の互選を行いますという、確かにそれは。

○小委員（大口浩志君） 議長権限で委員長をやめえ言うてええ権限はなからう。

○小委員長（佐藤 武君） ない。

○小委員（大口浩志君） ない。

委員の互選。

○小委員長（佐藤 武君） 委員会の委員の互選の。

- 副小委員長（岡崎達義君） これは辞職勧告。
- 小委員（大口浩志君） やめんでもやめてもええというやつか。
- 小委員長（佐藤 武君） 辞任勧告。
- 小委員（福木京子君） 退任勧告。
- 副小委員長（岡崎達義君） 議長が定める職というのは。
- 小委員長（佐藤 武君） 常任委員会は委員会で互選するじゃから。
- 小委員（福木京子君） 互選しても結局最終的に議長がそれを、権限でという。
- 小委員（大口浩志君） 委員会の委員長は委員の互選ですから、議長がこれを。
- 小委員（福木京子君） 選任するときに……。
- 小委員長（佐藤 武君） 選任してくださいというのはありますよ、当然。議長が。
- 小委員（福木京子君） そういう感じでしてくださいというて。
- 小委員長（佐藤 武君） それは委員会条例で正副委員長の互選は委員会で行うとなっておるし、それは当然のことなんで。だから、議長が別に定めるといのが。
- これもちょっと検討しましょう。
- 小委員（大口浩志君） これは一組の議員が入る。
- 小委員長（佐藤 武君） 一組とは。
- 副小委員長（岡崎達義君） 一部事務組合。
- 小委員長（佐藤 武君） ああ、一部事務組合ね。選任というか、これで行ってくださいよと割り当てちゃうわな、それは確かに。
- 小委員（大口浩志君） 赤磐市の議員として行く。
- 小委員長（佐藤 武君） そう。代表して。
- 小委員（治徳義明君） これはケースがありますわな。その一部事務組合の関連した監査委員の仕事やってくださいみたいな。
- 小委員長（佐藤 武君） 確かにそうじゃわな。そうかもしれんなあ、ひよっとしたら。
- 福木委員。
- 小委員（福木京子君） 米印に書いてるとおりをここへ書いたほうがわかりやすいけど。長ったらしくなるな。
- 議長が別に定める職務って、常任委員会及び特別委員会の委員長を米印でしとんじゃからそのまま書いたほうがわかりやすいけど、文章が長ったらしくなるわな。
- 副小委員長（岡崎達義君） それは構わないけど。
- 小委員（福木京子君） いや、わかりやすく言うたらいい。
- 小委員長（佐藤 武君） ちょっと検討しましょう。
- 永徳委員。
- 小委員（永徳省二君） 私もさっき福木委員が言われたように、この常任委員会及び特別委

員会の委員長の辞職勧告をはっきり僕は入れるべきやと思いますし、もう1つ、辞職勧告じゃなくて、今後なれませんということをきっちり明記すべきやと僕は思いますけれども。正副議長、常任委員会委員長、それと特別委員会の委員長にはなれませんとはっきり僕は明記すべきやと思います。

○小委員長（佐藤 武君） なれないというのは、選挙が終わった後もということか。

○小委員（永徳省二君） もちろん。

○小委員長（佐藤 武君） それは無理。

○小委員（永徳省二君） 条例ですから。

○小委員（大口浩志君） そしたら、地方自治法が勝つんじゃない。

○小委員長（佐藤 武君） 辞職勧告とかはもちろんするけど、あれはもう改選後はその効力がなくなるからね。当然法的拘束力がないんだけど、さらにそれはなかったものとしてゼロからのあれになるから。

○小委員（永徳省二君） そういう理解になるんですね。

○小委員（大口浩志君） だから、4年間のうちだけ。

○小委員（永徳省二君） はっきり言います。

○小委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○小委員（永徳省二君） 北川議員がもしも何か百条で何かになって、辞職しましたと。またなれるんですね。また同じことが始まるということじゃないですか。

○小委員長（佐藤 武君） そういうこと。

○小委員（永徳省二君） それはいかん。

○小委員長（佐藤 武君） だって、産建の委員長さんもなったじゃないですか。

○小委員（永徳省二君） だからです。だからこそ僕はなれないと明記すべきやと思います。

○小委員（大口浩志君） だから、あれは構わんと言うた人が辞職勧告決議案の発議者になつとんだから。

○小委員長（佐藤 武君） そうなんよ。まさしくそう。何考えとんかなと思う。

○小委員（大口浩志君） でも、やっぱり地方自治法とその他法律との兼ね合いをよう精査した後で。

○副小委員長（岡崎達義君） 地方自治法はこれは書いてない。こういうことは。

○小委員（大口浩志君） あえて玉虫色にしとんのやな。

○副小委員長（岡崎達義君） 懲罰動議が出せますよぐらいにしか書いてない。

○小委員（福木京子君） 市民から選ばれたわけだから。

○小委員（大口浩志君） だから、どっちかといったら性善説に立つとん。

○小委員長（佐藤 武君） 性善説だし、良識のある人が議員になると。

○副小委員長（岡崎達義君） 国会議員でも会期中は逮捕されない特権があると。

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、もう行きますよ。

ほかに。

○副小委員長（岡崎達義君） どうしますか、ほんなら。常任委員会及び特別委員会の委員長の辞職勧告というのをここに入れますか。

○小委員長（佐藤 武君） 入れましょう、もう。あやふやじゃなくて。

○小委員（大口浩志君） これがある面一番効力があるかもしれない。やめん言うてもほかの議員が絡んだら委員会を開けん。変なふうな言い方だけどチキンレースになる。

○副小委員長（岡崎達義君） ほんなら、これは5を取って、これを入れましょうか。

○小委員長（佐藤 武君） 5も入れておいたほうがいいんじゃないですか。ひょっとしたら一部事務組合とか監査委員とか、それから何かありますよ。

だから、5の次に6として、この米印を入れて、ごめんなさい。議員の辞職の後のほうがええか。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、これは議員辞職の前。

○小委員長（佐藤 武君） 前か。ほんなら、それに入れて、後は番号をずらすと。

○小委員（大口浩志君） これが何となく一番、ほかの委員さんが4人以上動けばボディープローのようにきく。

○小委員長（佐藤 武君） ボイコットすりゃあね。

○小委員（大口浩志君） だけど、いやいや僕はそんなことができませんという人がおつたらあれやけど。仕事放棄になるように言ってください。

○副小委員長（岡崎達義君） あと2項は公表、3項は弁明でいいですか。

○小委員長（佐藤 武君） いいですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 議長職務の代行は……。

○小委員長（佐藤 武君） 局長。

○議会事務局長（元宗昭二君） 17ページに戻っていただきまして、かなりこの措置のところが午後から始まっていますので、なのでもう審査結果の措置とあわせ持って、「議長は」、「議会は」でもいいんですけど、「審査会から報告を受けた審査結果を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉及び議員を守り、市民の信頼を回復するために」、何々条じゃなくて、これは「次に掲げる必要な措置を講ずるものとする」で、括弧で1号というふうに持っていったら1行で済むと思うんですよ。別に条を分ける必要はないんじゃないかなというふうに思いました。

そのほうが整理できると思います。

○副小委員長（岡崎達義君） これはもう「議長」でいいですね、「議会」より。議会が決めるわけじゃないから。

○小委員長（佐藤 武君） 僕も議長だと思いました。

○議会事務局長(元宗昭二君) 私も議長だと思います。議長に報告して、議長が何らかの措置をされるんですから、議長でよろしいんじゃないかと思いますが。

○副小委員長(岡崎達義君) なら、そういうことにしましょう。

職務代行はいいんですね、委員長。

○小委員長(佐藤 武君) 今の局長が言われた次に掲げる条項は必要ないですね。

○議会事務局長(元宗昭二君) 次に掲げる必要な措置を講じるものとする。

○小委員長(佐藤 武君) わかりました。

それで、議長の職務の代行で、これは副議長も入れんでええんかな。中身が副議長もあるんじゃないけど。岡崎さん今ここ言ったよな。議長職務の代行、18ページの一番下。

○副小委員長(岡崎達義君) 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときには議会運営委員会ということでしょう。

○小委員長(佐藤 武君) だから、議長の代行はおるけれども、副議長になったときに議長及び副議長、職務の代行というのが要らんかなと。

○副小委員長(岡崎達義君) 議会運営委員長が。

○小委員(大口浩志君) 地方自治法上は議運が来るんかな。

○小委員長(佐藤 武君) 自治法上は年長議員じゃけど、この場合は特に定めりゃええと思う、それは。

岡崎委員。

○副小委員長(岡崎達義君) この場合は、議会運営委員会に審査請求するわけだから、議会運営委員会の委員長が審査代行になるんでしょう。

○小委員(大口浩志君) 条例で規定する議長職。ということは、職務の中でほんの一部という。

○副小委員長(岡崎達義君) と思います。

○小委員長(佐藤 武君) さっきの代行。ともに対象議員となったときだから。

○副小委員長(岡崎達義君) だから、副議長が対象議員になったら議長がやるという。

○小委員長(佐藤 武君) この場合は議長と副議長がじゃから。ともにだから。だから、議長もやれない、副議長もやれないケースですよ、これは。だから、議長職務の代行でええんですか、これは。

議長職務及び副議長職務の代行まで要らんかな、ようわからん。要らん。

○副小委員長(岡崎達義君) 代表してということじゃろ。

○小委員長(佐藤 武君) いや、ここですよ。

○副小委員長(岡崎達義君) これは消して職務の代行だけでいいんじゃない。

○小委員長(佐藤 武君) それだったら僕もわかる。

○副小委員長(岡崎達義君) だから、議長職務の代行がなかったら、職務の代行だけにすれ

ば。

○小委員長（佐藤 武君） ほんならそうしよう。「議長」だけを取る。

でも、職務の代行は要るかな。

○小委員（福木京子君） そのときは議長が一番上やから。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、これは議長が審査対象議員になった場合ですよ。だから……。

○小委員（福木京子君） そのときに代行が誰になるかでしょう。

○副小委員長（岡崎達義君） 副議長がして。

○小委員（福木京子君） 今度は副議長。副議長もいけんだったら議運の委員長。

○副小委員長（岡崎達義君） 議長も副議長もともにその審査対象になった場合は、議会運営委員会の委員長ということです。

○小委員（大口浩志君） そういう場合は、議運の委員長が議長、副議長におめえら、やめえという勧告をするんやろな、これ。

○小委員長（佐藤 武君） これは本会議を想定しとんかな。

○小委員（大口浩志君） いえいえ、本会議じゃなくて……。

○小委員（福木京子君） 全体やな。

○小委員（大口浩志君） この運営の協議会での代行ですから。

○副小委員長（岡崎達義君） その中だけの代行です。

○小委員（大口浩志君） 本会議場にということではない。

○小委員長（佐藤 武君） だから、議長職務の代行でいいんかな。ようわからん。

○小委員（福木京子君） それは議長がおらんことがなかろう。

○小委員（大口浩志君） この条例に規定すると書いてあるから。19ページの3行目。

だから、議長の権限を全部代行するんじゃないで。

○副小委員長（岡崎達義君） 議長職務の代行でいいんですね。

○小委員（大口浩志君） だから、これでいいんじゃないですか。

○小委員（福木京子君） それはそうしとかんと。

○副小委員長（岡崎達義君） あとは委任。

○小委員長（佐藤 武君） あとは委任、それから経過措置も。

○副小委員長（岡崎達義君） これはこれでいいでしょう。

○小委員長（佐藤 武君） いいですね。

20日以内というのは、これは何条でしたかな。

○副小委員長（岡崎達義君） 届け出書。

○小委員長（佐藤 武君） 審査会届け出書か。

○小委員（大口浩志君） 宣誓書のことじゃろ。

- 小委員長（佐藤 武君） 違う違う、あれは30日。
- 小委員（大口浩志君） 宣誓書がここに入るんじやろ。
- 小委員長（佐藤 武君） あれは30日じゃ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 宣誓書じゃない。
- 小委員（大口浩志君） 宣誓書もこの条例ができた途端みんな出さなきゃいけないのですか。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですよ。
- 副小委員長（岡崎達義君） それは別個に書いてある。ほかの仕事をしてますよという。就業等の報告義務。
- 小委員長（佐藤 武君） それが20日でしたか。
- 小委員（大口浩志君） 宣誓書は要らんのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 宣誓書は30日以内と決まっとる。これはほかの条文に。
- 小委員（大口浩志君） 就業等の報告義務が速やかに。いやここも20日と30日が2つあったらおかしかろう。
- 小委員（福木京子君） この条例が出てくる過程の条例がこれか。これができてからのあれか、もし何かがあったときに。
- 小委員（大口浩志君） 何かがあったときじゃなくて、できた瞬間にみんなが20日以内に出さなきゃいけないのでしょ、これ。19ページだけを読めば。
- 小委員長（佐藤 武君） 第何条というのは、これは宣誓書。
- 小委員（治徳義明君） 条が規定してない。
- 小委員（福木京子君） 何条の届け出という。
- 小委員（大口浩志君） だから、宣誓書のことじゃ。
- 小委員長（佐藤 武君） 宣誓書は30日と決めた。
- 小委員（大口浩志君） ほんならつじつまが合わん。
- 小委員（福木京子君） それやったら違う。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 済いません。
- 小委員長（佐藤 武君） 局長。
- 議会事務局長（元宗昭二君） これはあくまで経過措置なので、この施行されてから20日以内に出しましょうなんです、あくまでも。
- 小委員長（佐藤 武君） ああ、途中で成立した場合に議員の宣誓書を出す。そういうこと。
- 小委員（大口浩志君） 違うとつてもええんか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 大丈夫です。前の条文であって、あくまでもその条文を生かすために、じゃあどうしていくかという経過措置なので。
- 小委員長（佐藤 武君） いいそうです。



- 小委員（大口浩志君） だから、できたときだけ適用する。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうです。だからこれが、ただどのことを指しているのかというのはいちとわからんですよ。さっきの宣誓書なのか、この就業の報告書なのか。
- 小委員（福木京子君） これはわかるようにしとったほうがいいんじゃないの。
- 小委員長（佐藤 武君） この条項を入れりゃいいんでしょう。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 速やかであっても、この経過措置によっては20日と決めることはできるので。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、条項が確定すれば、これは必然的にここは入るんだからええんじや。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 今届け出いただくのは、今のところ就業等の報告と、それから宣誓書はいただくようになってるから、この2つのことなのか、どちらか一方なのかというのはこの条文だけでは読み取れないので、届け出書という名称が出てきていないので、宣誓書と報告書。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、この条文を入れればいいわけだ。第何条と第何条。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そういうふうなことで、これはあくまでも準則的なところで今つくっているんで、決めていただければいいと思うんです。第何条第何項の規定のというふうにすれば。
- 小委員長（佐藤 武君） 両方しておこうよ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それはそれでよろしいかと思います。その辺は1回整理せなにかん。
- 小委員長（佐藤 武君） 整理をお願いします。
- 議会事務局長（元宗昭二君） もう1ついいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 気になっていることなんですが、公開するという文言があったと思います、会の。今百条でもあるんですけど、傍聴の規定というのが10人。
- 小委員長（佐藤 武君） 傍聴人数ね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 何人というのは、傍聴の規定で今のところ10人という文言しかないんです。なので、これは別個に傍聴を何人にするか決めるのか、いやいやそうじゃなくて規定を準用するんじゃないかというふうにするのかというのをどこかで、条例じゃなくても規則でもいいですけど、そのあたりが1つ、また出てくるかなという気はしています。その辺もまた宿題で残しておいていただきたいと思います。
- 小委員（大口浩志君） 公開の解釈が難しいな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 難しいです。
- 小委員（大口浩志君） あれが入るか入らんか。

○議会事務局長（元宗昭二君） ただ、それについては明確に今インターネットでの中継というのとは。

○小委員（大口浩志君） 常任委員会だけ。

○議会事務局長（元宗昭二君） 開会中の常任委員会だけというのは申し合わせができてますので、そこは今のところはしないということになるろうかと思えます。百条もそうですから。

○小委員（福木京子君） そんなに来ない。倫理審査会。

○小委員（大口浩志君） わからん。

○小委員長（佐藤 武君） いや、来ますよ、そりゃあ。

○小委員（福木京子君） え。そしたら申し合わせとこうか。

○小委員長（佐藤 武君） ニュースソースがないから、絶好の取材候補先になつとる。

○議会事務局長（元宗昭二君） あともう1つあります。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○議会事務局長（元宗昭二君） 今でなくていいんですけど、経過措置のところが一番気になっているのが、審査の請求、この条例の施行する日以後に行われた議員の行為について適用するということなので、これができた以前の、今の問題になっているところなんかも果たして取り上げることができるかどうかというのは非常にデリケートな問題だと思うんで、これを入れることによって、これって非常に。それは1つ気になったんです。もし現在のある事案をするのであれば、これを入れることによって足かせになると思いますんで。

○小委員長（佐藤 武君） ただ、今調査を、百条をやっています。結論はまだ出てません。

6月に条例を制定すれば、経過措置を盛り込まなくてもできるような気はするんだけど。

○小委員（大口浩志君） いやいや、行為自体は過去じゃ。委員会は今じゃ。

○議会事務局長（元宗昭二君） この経過措置を入れることによって、これを施行した以降の行為と書いてあるから、非常にこれは解釈的にこれから未来のときの行為ですよという。

○小委員（大口浩志君） だから、現実的には次回の選挙以降みたいになる。

○小委員（永徳省二君） 削ったらいいんじゃないですか。

○議会事務局長（元宗昭二君） だから、今僕が。削るべきやと思えます。

○小委員長（佐藤 武君） どうするか。

○小委員（永徳省二君） 削るべきやと思えます。

○小委員（大口浩志君） 遡及適用がどこまででも決めれるんかな。

○小委員長（佐藤 武君） そこが難しい。

○小委員（永徳省二君） 遡及項を削りましょう。

○小委員（大口浩志君） 無理じゃろう。

○議会事務局長（元宗昭二君） 社会通念上、施行日以前にさかのぼって悪いことをしたからといって、それを罰則はできないというのが一般的な話です。

○小委員（大口浩志君） だから、遡及適用やるやつは、市民にとって恩恵が行くようなやつは4月1日にさかのぼって、ほんならとかというのはあったけど、不利益になるようなやつを、例えば税金が上がるとか。

○副小委員長（岡崎達義君） 仮にこれを取ったところで遡及的に云々という話にはできない。だから、今現在はある規則を使うしかない。

○議会事務局長（元宗昭二君） まあ、規程かな、今。

○小委員長（佐藤 武君） 倫理規程。

○議会事務局長（元宗昭二君） なので、その辺は少し頭に入れていただいとかなないと、皆さん多分これができたらすぐに過去に戻ってできるんだという頭でいられると、非常に危険なものになると思います。

○小委員（永徳省二君） 下山議員が早う言うたら関係ないという話ですね。

○議会事務局長（元宗昭二君） 私は、それが一番気になっているところです。

○小委員（大口浩志君） だから、逆にそれを盾にやられたら負けるんだ。

○議会事務局長（元宗昭二君） 負けます。なので、物すごくこれはデリケートな問題なんです。

○小委員（大口浩志君） だから、12月ぐらいまでつないじゃろうという話。

○小委員長（佐藤 武君） 早うしてくれえという。

○小委員（大口浩志君） 早うしてもらっても使えないもんだったら一緒ですし。

○小委員（福木京子君） するんじゃったら、前の規程を踏んでやる。

○議会事務局長（元宗昭二君） ですから、逆に言うるとどういう状況で出していくかというのがあると思うんです。今わかったよと。だから、これが成立した後に調査をした、今までずっとしてきたとって、こういうのが出てきましたよということで、無理やりこっちに乗っけていくのかという、そういうふうな作戦もある程度考えていかないと。というのは、言い過ぎかもしれませんが。

○小委員長（佐藤 武君） それはそのとおりです。

○議会事務局長（元宗昭二君） ストレートに昔のこれがこうじゃからいうてやってしまうと非常に危険です。じゃなくて、引っ張って引っ張って、6月にこういう行為がわかったよというんだったらもしかしたら行けるかもしれない。

○副小委員長（岡崎達義君） ただ、行為というのは、終わった時点でそこで行為とされるのか、ずっと経過を行為として全部見るのかですよね。そこらあたりが難しい。

○小委員（大口浩志君） 例えば、けがをさせて治ってねえ状態が続いているという意味でしょう。けがをさせたのは例えばきょうじゃけど、まだ治ってねえから行為中というような意味でしょう。

○小委員長（佐藤 武君） 調査中、まさしく百条の調査中。

○副小委員長（岡崎達義君） だから、百条の結果が出た時点がこれに当てはまるかどうかという。だから、これが先に出て百条の結果が出た。なら、これを当てはめてみましょうということが出来るかどうか。そこらあたりはちょっと法的な問題が出てくるな。

○議会事務局長（元宗昭二君） だから、その辺はちょっと慎重にやっついていかないといけないかなと。

○小委員長（佐藤 武君） 弁護士さんに相談して。

○議会事務局長（元宗昭二君） ちょっとそこは相談をしていけないといけないのかなと思っております。

○副小委員長（岡崎達義君） プラスになるやつはさかのぼるよな。

○議会事務局長（元宗昭二君） もう絶対さかのぼります。

不利の分については社会通念上ないって、遡及適用は。

○小委員（福木京子君） これは6月より早く、百条より早く仕上げると。

○小委員長（佐藤 武君） そういう御意向というか。

○小委員（大口浩志君） だけど、ようくぎ刺しておかんと。よっしゃ、刀を手に入れたと思うけど、刀をまだ抜けん、さやが抜けませんという話や。

○議会事務局長（元宗昭二君） いや、抜いたら逆にやられる可能性があるので。

○小委員長（佐藤 武君） 返り討ちされる。

○議会事務局長（元宗昭二君） そこはちょっと御注意しながら。

○小委員（大口浩志君） 勝ちゃあいい。

○議会事務局長（元宗昭二君） 少なくともこの小委員会の中だけはそういう認識もありますよというのを入れといていただかないと。できたから、すぐにほんなら抜こうというたらちょっと。

○小委員（大口浩志君） 治徳委員、答弁大変で、これ。

○小委員長（佐藤 武君） 伝家の宝刀がさびだらけじゃったという。

○副小委員長（岡崎達義君） さびだらけ。

○小委員長（佐藤 武君） あらら言うて。

○議会事務局長（元宗昭二君） どうしましょう。一応これは今回の整備をしたものを一遍つくって見てもらって、もう1回話をするなり。

○小委員長（佐藤 武君） 最終的に詰めると。

○小委員（大口浩志君） 佐藤委員長、よろしいですか。

○小委員長（佐藤 武君） はい、どうぞ。

○小委員（大口浩志君） 今後の流れは、今まとめていただいたやつを次回もう一遍するっと整理整頓して、きょうとかに気づいとらんかったやつをもし訂正があればやって、それから政治倫理条例策定委員会を全体で開いて、素案ですと投げて、もうそこで質問を受けんというこ

とですか。

○小委員長（佐藤 武君） その前に僕は赤磐市の顧問弁護士なりに。

○小委員（大口浩志君） それはもちろん。

本体へ出す前に、この段階でチェックはしといたほうがええんじゃないですか。ここへ出す前に。

○小委員長（佐藤 武君） 理論武装できるようにしとかんと。

○小委員（大口浩志君） それで、異議とか変更を求めるとかというのがあったときに、またここへ戻ってくるんですか。それとも全体でやってしまうんですか。

○小委員長（佐藤 武君） 意見を聞いて、ほんで小委員会で再度。

○小委員（大口浩志君） もう一遍例えば戻ってくるぐらいのもんなら。

○小委員長（佐藤 武君） そうしましょうや。そうせんと収集がとれんようになる。

○小委員（福木京子君） 全体は何人だったかな。

○小委員（大口浩志君） メンバー全員じゃ。

○副小委員長（岡崎達義君） 絶対無理じゃな。

○小委員長（佐藤 武君） 絶対無理じゃわ。

○小委員（治徳義明君） もちろん、そうですねという意見もある可能性もある。小委員会で考えられなかったような意見が出るかもしれん。

○小委員（大口浩志君） そこでほんなら素直に修正するやつと、それはそうじゃと。ばんとするやつと2通りでしょうか。

○議会事務局長（元宗昭二君） さびわけしないとすね。

○小委員長（佐藤 武君） 加えるだけの理由と説明があれば、小委員会でも検討せにやいけんし。

○小委員（治徳義明君） 一任してもろうとんじゃからある程度は聞いてもらわんにやという分もあるでしょう。

○小委員（大口浩志君） それって最初に言うてええか。

委員会活動に実盛議員が言うたみたいに手を挙げたら長うなるから言うなえというぐらいの、ちょっと治徳委員流にアレンジしてもろうてやってよ。

○小委員（治徳義明君） ぱっと出してぱっと意見を求めたら、そりゃあよっぽど勉強しとる人じゃねえと出んと思う。

○副小委員長（岡崎達義君） 出ないと思います。

○小委員（治徳義明君） 持ち帰ったら結構いろいろ。

○小委員長（佐藤 武君） だから、いろんな想定で皆さんに意見を出してもろうたから。

治徳委員。

○小委員（治徳義明君） 要は罰則規定があつての。

最初のときに罰則規定にクエスチョンをつけた議員さんがいらっしやったから、そこまでの  
るんかみたいなことを言った議員さんがおられるから。

○小委員（大口浩志君） だから、さっきの局長が言ってくれたことがあるから、罰則規定が  
頭にあるから早よせえと。

○小委員長（佐藤 武君） 副議長からよう言うといてもらおう。

○小委員（大口浩志君） 竹みつベースでいいから。

○議会事務局長（元宗昭二君） いやいや、また竹みつになる可能性があるから気をつけておか  
んとあかんということです。

○小委員（大口浩志君） 現実的には来期からじゃろうな。

それまでは今ある規程。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう、あれで行ける。

○小委員（大口浩志君） 規程もいい意味でぼんやりじゃけど、ぐっと大きいウイングを広げ  
てあるから。

○議会事務局長（元宗昭二君） 本来ならあの規程でも書いてあるし、それから基本条例、も  
うはっきり言って違反ですから。基本条例違反ですから、言うてしまえば。

○小委員長（佐藤 武君） それはそうです。

○小委員（福木京子君） 全部当てはまる。

○議会事務局長（元宗昭二君） そう、全部当てはまると思います。

○小委員（福木京子君） 処分したらすぐもう。

○議会事務局長（元宗昭二君） 職員から言わせたらもうそのとおりで。僕は平気に言い  
よりますけど、こんなことを。

○小委員長（佐藤 武君） それじゃあ、次の予定はどうでしょうか。きょう大方のあれが  
できて。最終日が23日。

○副小委員長（岡崎達義君） 結構詰まってるんですよ、もう。

○小委員長（佐藤 武君） ハードですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 何やかんやと。

○議会事務局長（元宗昭二君） いつぐらいにできる、全部きょうの。

○副小委員長（岡崎達義君） あれのとかがいいんじゃないけどな。昼からでもいいから広報のと  
きなんか。

○小委員長（佐藤 武君） 広報は30日か。

○副小委員長（岡崎達義君） その次ぐらい。

○小委員長（佐藤 武君） 広報が入っとるのは23日、本会議があつてその後じゃから4月6  
日が大委員会かな。

○議会事務局長（元宗昭二君） 広報の後かなというて。広報の後ぐらいはどうかかと。

- 小委員長（佐藤 武君） 6日ぐらいはできますか。
- 議会事務局副参事（社 清仁君） 6日までに頑張ります。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 昼からやったら1時半ぐらいのほうが多分都合がええんですけど。
- 副小委員長（岡崎達義君） この日1回目なんかね、広報。
- 小委員長（佐藤 武君） 第2回。
- 副小委員長（岡崎達義君） これは臨時で入った。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それなら時間がかかる、6日は。昼もかかる。
- 副小委員長（岡崎達義君） 読み上げが。
- 小委員（永徳省二君） 最初は時間がかかります。
- 議会事務局副参事（社 清仁君） でも、午前中ですよ。午前中で終わりますよね。
- 副小委員長（岡崎達義君） 今回は予算だからね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 1時半がダメなら2時とか。
- 小委員（福木京子君） 2時ならね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） どんなですか。そしたら、昼にかかっても。
- 副小委員長（岡崎達義君） これはもう一遍検討するだけだから、2時から1時間もあつたら。
- 小委員長（佐藤 武君） 2時に終わるじゃろうか。結構かかりますよ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 10時から始まって。
- 小委員長（佐藤 武君） そう。
- 議会事務局長（元宗昭二君） でも、これも見ていただいて次の段取りをしないと。  
6月に本当に出すのであれば、4月の末には。法令審査会には出さんでもいいけど。
- 議会事務局副参事（社 清仁君） こっちの文書法制にチェックしてもらうから。
- 小委員長（佐藤 武君） 30日はどなん。議運が10時からあつて。
- 小委員（大口浩志君） 私らの都合だけじゃなくて。
- 副小委員長（岡崎達義君） 規則もつくってくれるん。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 規則までできるか。  
6月のときには規則までつくっとかんといけんと思うんで。だから、できりゃあ解説文まで行きてえんじゃけど、解説文まで果たしてできるかどうか。規則は絶対要ると思いますよ。というのが、様式が必要なんで、提出様式が。
- 小委員長（佐藤 武君） 30日にします。30は厳しいと言うたかな。
- 議会事務局副参事（社 清仁君） やってみます。
- 小委員長（佐藤 武君） 30の次いうたら。
- 議会事務局副参事（社 清仁君） 30でいいです。

- 小委員（福木京子君） 何時から。
- 小委員長（佐藤 武君） 午後の2時。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 30日だったら1時間でも。
- 副小委員長（岡崎達義君） 読み上げだからすぐ終わる。  
1時間もあつたら終わるだろう。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 11時から1時間で終わるようであれば、それはそれでも構わない。
- 小委員長（佐藤 武君） 11時にしどころか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） でも、危険ですかね。議運がもし。議運が延びたら。
- 小委員（大口浩志君） だけど、コロナがあるから何があるかわからん。
- 小委員長（佐藤 武君） 何が出るんですか、今度議運は。
- 議会事務局長（元宗昭二君） いやいや、普通だったら予定だけなんで、普通なら30分もあれば終わるんですけど。
- 小委員（治徳義明君） 議運に出ない。議運に出ないのは僕も構わんよ。
- 小委員長（佐藤 武君） 待っとくし。
- 小委員（永徳省二君） 同じく待ちますよ。全然オーケーです。
- 小委員長（佐藤 武君） 11時でいいや、とりあえず。議運終了後。
- 小委員（大口浩志君） 30日の11時。
- 議会事務局長（元宗昭二君） もし延びても大丈夫ですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 大丈夫、大丈夫。
- 小委員（治徳義明君） 延びて1時になるというたって、それは仕方がない。
- 議会事務局長（元宗昭二君） まあまあ、それはないと思うんですけど。普通はないと思います。
- 副小委員長（岡崎達義君） 早いときはもう。今北川議員全然しゃべらんからね。
- 小委員（福木京子君） 早い早い。
- 副小委員長（岡崎達義君） すげえ早い。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 30分あつたら本当にね。
- 小委員（大口浩志君） 盛りだくさんになるんじゃないやったら前の日にはわかっとるよな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 普通は何もない。
- 小委員（大口浩志君） 当日急にこれもこれもということはそうはないでしょ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それはない。
- 小委員（大口浩志君） 前の日までには。
- 議会事務局長（元宗昭二君） わかってる。
- 小委員（大口浩志君） 宿題というか。



- 小委員（治徳義明君） 時間が延びても待ちますよ、じゃから。
- 小委員（永徳省二君） 大丈夫です。待ちます。
- 小委員（大口浩志君） 1時まで待てと言ったらつらいな。
- 小委員長（佐藤 武君） 30日の11時でお願いします。
- 議会事務局長（元宗昭二君） きょうのところの確認だけで済むと思うんですけども、大体。もう大分煮詰まったと思ってるんで、文言だけは。ちょっと余計なことを言いましたけど。
- 小委員（大口浩志君） 全部治徳委員が説明せにゃいけないのじゃから。
- 小委員長（佐藤 武君） 責任をとれとは言いませんから。
- 小委員（大口浩志君） だけど、説明に詰まったら何もかんも局長が言うたって。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それじゃ、委員長。とりあえず閉会の。
- 小委員長（佐藤 武君） 皆さんお疲れさまでした。これで小委員会を閉会します。  
お疲れでした。

午後4時23分 閉会